

	提出されたご意見	ご意見に対する考え方
1	デジタルデータの流出・窃盗という観点で考えた場合、無劣化デジタルコピーを何らかの手段で得てそれを不正流用された時点で元データの原著作権や隣接各権にダメージを与えられてしまうわけで、法令条文で縛ったところでその防御観念に於いては何の実効性も持たないのではないか。不正行為は不正行為として罰ための定義が必要であるが、それ以前に技術的な防御策を整備することが必要と有ると考える。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、共有・連携先の国や地域の法令に触れたために、多額の賠償金を請求されたり、企業のレピュテーションが著しく侵害されるといったリスクも記載させていただいておりますが、データセキュリティに関する国内の議論も踏まえ、適宜見直しを検討してまいります。
2	DXはそもそも慎重に行うべきで、やれと言われてやっても使えないものができるだけです。止めてください。ましてAIなどもってのほかです企業のデータを差し出せと言ってるのと変わりません。DXは必要になったら必要な分行えばいいでしょう。AIはそもそも違法な物や許可なく利用された不適切なデータを含んでおり、ともに活用できる状況ではありません。AI利用の根本から考えが間違っています。AIなど先端技術の利活用に関する行動指針が非常に浅慮で有り得ない内容なのを改めるべきです。政治家や行政の規約違反(年齢制限や政治利用不可等の無視)が際限なく出るのに、こんなことができているのなら頭を冷やしていただきたい。機密保持契約していない企業が無断でデータ持ったらどう対応するのですか。透明性確保してAIシステムは存在しません。説明責任を果たすシステムやユーザーはどこに存在するのでしょうか。そもそも果たそうという姿勢を持っている者が居ません。机上論で語る前に現実見てください。AIを利用するならまず悪用を何でもAIと付けければ補助金が貰えると思っている層への対策、生成AI悪用を止めてデータセットの開示と規制、嫌がらせや無断利用への罰則くらいはできていないと話になりません。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるとの認識の下で作成しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
3	インターネットアーカイブなどの海外ネットワークにある電子記録媒体をどう扱うのか。 キャッシュデータなどを記録してホームページやブログなど過去の情報を保存できて閲覧できることは大変公益があると思われる。 国内外のネットワーク記録媒体機関と協力して過去数十年のデータの収集および復元できる体制とはどのような必要がある。	本ガイドラインは企業価値向上のための企業間でのデータの共有・連携を主な対象としておりますが、オープンネットワーク上にデータが残ってしまうような利用法に関しましては、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
4	本ガイドライン案は、企業のデータガバナンス推進において、経営層の責任明確化、組織体制の構築、ステークホルダーへの説明責任の徹底など、多岐にわたる観点が包括されており、極めて有意義な内容と評価いたします。 その上で、以下の補足的な観点についてご検討を賜りたく存じます。 広告・外部送信に関する説明責任の明確化 現在、企業と消費者間の接点では、クッキー、外部送信ポリシー、広告配信事業者とのデータ連携に係る説明不足が消費者の不信感につながっています。特に、国内企業が消費者庁ガイドライン等に基づき運用する一方、海外の大手プラットフォーム（例：Amazon、Apple、Google等）が国内基準の枠外で活動している状況には、一定の課題が認められます。 → データガバナンス・ガイドラインにおいて、広告・外部送信等のユーザーインターフェース部分に関する最低限の説明責任・透明性確保の方向性をご提示いただけますと幸いです。 国内外の基準整合性の確保 海外プラットフォームは、GDPRなど国際基準に基づき活動しており、国内事業者とのガバナンス水準に乖離が生じる可能性があります。国内企業のみには規律を課すことは、かえって競争条件の不均衡を助長する懸念があります。 → 公正競争の観点から、海外事業者を含めた共通ガイドライン策定や最低限の説明義務基準に関する検討を要望いたします。 産業横断的な普及啓発の推進 ガイドラインの実効性を確保するためには、IT部門・経営層に限らず、現場のデータテラシー向上が不可欠です。 → 中小企業・業界団体向けのモデルケース提示や教育・啓発ツールの整備を、政府主導でご検討いただければと存じます。	本ガイドラインの趣旨にご賛同いただきありがとうございます。 いただいたご意見は今後の施策検討の参考にさせていただきます。
5	【以下、機種依存文字を排除したテキストです】 1. 意見 本ガイドラインが示す「AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針」内において、私用端末・個人契約での最新コンシューマ向け生成AIサービス利用を一律禁止とせず、下記の4要件を満たす場合に限り条件付き許可とする選択肢を明文化していただきたい。 1.1. データ分類 企業・組織内部で取り扱う情報を、秘匿性や機密度合いに応じて明確に区分する。具体的には「一般公開可能情報」「限定公開情報」「社外秘情報」「最機密情報」など複数段階のカテゴリを設け、ユーザが取り扱おうとするデータがどの区分にあたるかを判断できるフローを整備する。1.2. 自動マスキング マスキングや匿名化を通じ、外部に渡してはならない機密情報をAIサービスに入力する前に機械的に除去・変換する仕組みを導入する。これにより、個人情報や取引先の機密データがうっかり外部に送信されるリスクを低減する。1.3. 操作・監査ログ保存 どの端末・どの個人が、どのデータを、いつどのように生成AIへ入力(あるいは出力)したかを管理するログを残す。ログはシステムの自動保存され、一定期間(例:3~5年程度)保持される。問題が生じた場合に原因を特定し、再発を防ぐためには、操作履歴のトレースが必須である。1.4. 事業者との機密保持契約(NDA) 最新のコンシューマ向け生成AIサービスを提供する事業者(または関連企業)と、必要に応じた機密保持契約を結ぶ。少なくとも、ユーザ企業の機密情報をトレーニングデータとして二次利用しない条項や、情報漏洩時の責任分担などを含んだ契約形態の例を示す。以上の4要件を満たした場合のみ、私用端末や個人契約の生成AIサービス利用を認めるといふ"条件付き許可"の枠組みを、本ガイドライン本文中に明記することを求める。これにより過度な秘匿・統制に伴う技術停滞を避けつつ、情報管理と実務の両立を実現する行動指針となると考える。2. 該当箇所第4章「AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針」p.20-21「自社のノウハウを過度に保護することでAI化が遅れ、生産性が劣後することは経営上のリスクとなる」「技術の力を最大限に活かすつ…方針と行動指針を策定し、随時見直しを図る」「従来のシステム単位では十分な安全性を確立できなくなっている」これらの文言は、過度な秘匿や保護体制によってAI活用が遅延する弊害を示唆している。一方で、セキュリティリスクへの対応や重要情報の保護の必要性にも言及されており、両者をバランスよく満たすための具体策が求められる。本提案は、ガイドラインの「過度な保護は避けつつ、適切な管理策を整備し、随時見直す」という趣旨に合致している。3. 提案理由3.1 生産性と競争力の確保 最新の生成AIモデルは学術論文に掲載された技術が早ければ即日、あるいは数週間以内に反映されることが多く、製品やサービスのアップデートサイクルが非常に短い。一方、企業向けにクラウド環境で提供されるモデルやオンプレミス導入のAIソリューションは、モデルアップデートが遅れがちで、実装には数か月から数年かかるケースも少なくない。結果として「組織内部では数世代前のモデルしか使えず、性能や機能面で大幅に劣る」という問題が起こり、開発スピードや新機能のテストに支障が生じる。ガイドラインが「条件付きでの私用端末・個人契約AIの利用」を明文化すれば、業務担当者や研究開発者は最新モデルを柔軟に活用でき、プロトタイプ作成や技術検証の期間を大幅に短縮できる。実際、最新モデルを活用することで、開発期間を3~5割ほど短縮した事例が報告されている。3.2 既存記述との整合ガイドライン本文には「過度な保護はAI化遅延の経営リスク」「新技術を取り込む行動指針を随時見直す」といった記述がある。本提案は、まさにその主旨を具現化するものであり、行動指針としての具体策を示すことで、ガイドラインが意図する「保護と利活用のバランス」をより明確に形づくる狙いがある。また、セキュリティリスクを理由に一律で私用端末の利用を禁止する企業は多いが、現にクラウド環境やSaaS導入が進む昨今、データの管理は「場所」に依存せず「データそのものの分類や権限設定」で統制する潮流に移行している。これは本ガイドラインで示される「従来のシステム単位では十分な安全性を確立できなくなっている」という認識とも整合性が高い。3.3 中堅・中小企業への実装支援大企業であれば、内製ツールの開発やセキュアなクラウド環境の整備に予算を投下しやすい。一方、中堅・中小企業では「AIを本格導入したいが、限られた予算で自社内に大規模なシステムを構築するのは困難」という声が多い。また、人材面でもAIエンジニアが少なく、日常的にAIに触れている社員は限られている。このような状況で「一律禁止」または「野放し」の二者択一を迫られると、安全を最優先するために結局は使えず、先行する競合他社との格差を広げるリスクがある。国や行政機関が提示するガイドラインに「4要件を満たすことが条件」という形のチェックリストと、データ分類の基準例やマスキングの関数例、操作ログの推奨項目、そしてNDA雛形などの参考テンプレートを付けることで、中堅・中小企業でも導入のハードルが下がり、迅速かつ安全なAI活用の道が開けるだろう。3.4 リスク低減と透明性確保4要件(データ分類、自動マスキング、監査ログ、機密保持契約)を徹底することで、以下のリスクを大幅に低減できる:3.4.1. 機密情報流出リスク社員がうっかり機密データを生成AIに入力してしまい、外部サーバ上で学習データとして再利用されるリスク。自動マスキングと機密保持契約により制御可能。3.4.2. GDPR越境リスクEU域内の個人データが海外サーバに保存されるなど、国際的な個人情報保護規制に抵触する事態。データ分類段階で個人情報を分離・削除し、国際規制対応のクラウドを利用するルールを設ければ対応しやすい。3.4.3. 生成物の権利帰属に関する不安生成AIが生み出す成果物に対する著作権や産業財産権等の処理。事業者との契約や利用規約を明確化し、ログを保存することで、万が一の紛争時にも証拠や履歴を提示しやすくなる。3.4.4. モデル変更時の追跡可能性操作・監査ログを記録しておけば、組織が利用したモデルのバージョンや使用用途が後から追跡できる。モデル更新に伴って発生する潜在的な影響や不具合を特定し、迅速に対策を講じられる。3.5 AIネイティブ世代への対応近年、大学や専門教育機関で生成AIに親しんだ「AIネイティブ世代」が社会に進出している。彼ら・彼女らは普段の生活や学習で最新のコンシューマ向けAIサービスを活用しており、効率的な情報収集や高度な知的生産活動に慣れている。このような人材が企業や政府機関などに就職した際、古い世代のAIモデルや制限の多い環境下で業務を行うと、大きなストレスを抱え、生産性やモチベーションが下がる可能性が高い。5~10年後には、この「AIネイティブ世代」が中心となって組織を支えることが想定される。そのとき、「外部の最新モデルにはアクセスさせない」「性能が数世代遅れたシステムに限定する」といった対応が常態化していれば、優秀な若い人材が入社を敬遠したり、組織内部のイノベーションが停滞したりするリスクがある。現時点で、データの機密保持やリスク管理の視点を維持しながらも、最新のコンシューマ向け生成AIサービスを適切に活用できる環境整備を進めることが、将来的な競争力強化と人材確保につながる。4. まとめと期待効果本提案は、ガイドラインにおいて「私用端末・個人契約での最新生成AIサービス利用」を完全に禁止するのではなく、4つの要件を守ることを条件に許可する選択肢を明文化することで、下記のような効果が期待できる:4.1. 開発・業務効率の向上最新モデルを迅速に活用することで、試作・検証のサイクルを大幅に短縮。AIによる業務支援も高性能化し、生産性が向上する。4.2. 中堅・中小企業への普及促進ガイドラインが具体的なチェックリストやテンプレを示すことで、導入のハードルが下がり、競争力格差を縮小できる。4.3. 機密情報保護の強化場所やデバイスによる一律制限ではなく、データ自体を分類しマスキングす	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
6	私は身体、声、個人情報、著作物など自身が持つ全てのデータを同意なく提供したくはありません。データ利用を拒否する権利及び無断で利用した際の罰則がないままのデータ利活用には反対です。 現状の生成AIは世界中から無許諾で収集したデータ（個人情報、生体情報、著作物など）から出ています。 米国では著作物の機械学習はフェアユースに該当しないという判決、中国や韓国では生成物の著作権やパブリシティ権の侵害を認める判決、日本の著作権の権利制限規定はベルヌ条約違反という指摘もされています。各国が生成AIに対する規制を進める中、日本は全く無防備且つ無法地帯であり、国内の個人情報や知的財産が流出していると同時に海外の個人情報や知的財産を侵害しているという最悪の状態です。情報流出やディープフェイクボムや著作権侵害などは潜在するリスクではなく顕在化している被害です。それらの被害を未然に防ぐための適正な規制なくして正しい利活用などあり得ません。	本ガイドラインでは、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。ご指摘いただいた点に関しましては、今後とも注視してまいります。

<p>「経営者に求められる視点（経営者による説明責任）」（P.7）について</p> <p>「収集したデータに誤情報や個人情報が含まれていたり、ステークホルダーとデータを共有・連携した際や越境等した際に、共有先の国・地域の法令に触れたために、多額の賠償金を請求されたり、企業のレピュテーションが著しく侵害されるといったリスクが高まっている」（P.8）と述べられている参考資料として、</p> <p>欧州連合日本政府代表部が作成した「EUのデジタル政策の概要」または「EU AI規則の概要」の資料を引用するか、注釈用リンクとして「付録.関連URL」（P.23）にURLを記述すべきです。EUがすでに運用されている一部規定（AIact）などを含め、当案（データガバナンス・ガイドライン）と関連した取り組みが具体的に明示されていることで、当案の対象者に対し、実際のリスクケースをはかる重要な資料になるものと考えられます。また、令和7年2月11日付の「AIと人権、民主主義及び法の支配に関する枠組条約」署名国として日本政府が人権・民主的な倫理性を保持している姿勢を諸外国に示すことができる観点においても、当案に記述される有用性が想定されます。”</p>	<p>本ガイドラインでは、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。ご指摘いただいた点に関しては、今後とも注視してまいります。</p>
<p>（1）提出意見の対象として推定される4つの柱での範囲 4. AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針 （4-3. 望ましい方向性 6.教育・リテラシー）</p> <p>（2）意見入力者の立場や視点として推定される範囲 サービスを直接的又は間接的に購入する顧客や消費者 （プラットフォーム企業によって提供されるSNSの利用者）</p> <p>（3）提出意見の要約 インターネットを利用して自身の作品を公開・発表・発信するクリエイターの多くに「インターネット上は公共・共同かつ、個人の権利は絶対的に侵害されるべきではない理想郷」であって欲しいと強く思い込む傾向、または、そうであると錯誤する傾向によるリスクが高まっている可能性があることを、AIなどの先端技術の利活用のためにプロバイダ事業者側が重要視する必要もあるのではないか</p> <p>（4）提出意見の詳細 現在では、様々な分野のクリエイターが、自身の作品を公開・発表・発信する場としてインターネット上のさまざまなプラットフォームサービスを利用している。本意見の入力者もそういったクリエイターのひとりではあるが、交流関係のあった他のクリエイターの多くに「インターネットはプロバイダ事業者によって顧客や消費者に提供されるサービスのひとつ」としての側面を認識できていない傾向があるのではないかと感じ取る状況が多くあった。この傾向によって、インターネットを利用して自身の作品を公開・発表・発信するクリエイターの多くに「インターネット上は公共・共同の環境であり、個人の権利は絶対的に侵害されるべきではないという理想を実現する場」であってほしいと強く思い込む、または、そうであると錯誤する状態に陥っているのではないかと感じ取る状況もまた多くあった。この状況が要因の一つとなり、インターネットを利用するクリエイター側に「望んでいる環境や理想が育かされる忌避感」などのネガティブな感情が強固に根付いたことで、AIなどの先端技術の利活用のための前提段階として「様々な意見や情報を吟味する」といった発展的な姿勢を取れなくなっている恐れがあるのではないかと推測した。発展的な姿勢が取れなくなっている背景には利便性の高いサービスのブラックボックス化や、特にAIや機械学習を用いたサービスにおいてはアルゴリズムの不透明性も影響しているのではないかと推測するものの、学術的な専門的知識に乏しいため、先端技術の専門家による慎重な検証も望みたいと考えている。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>・2ページの20行「始め」は「はじめ」のほうがよい。 ・3ページの最下行「図1」は「図1.」のほうがよい。 ・9ページの11行「CxO」とは何か？</p>	<p>いただいたご指摘を踏まえ修正をさせていただきます。 なお、CxOとはChief x Officerを略したものであり、CEOやCFO、CIOといった経営に関わられる各種責任者の総称として使わせていただいております。</p>
<p>AIを何でもできる魔法の道具のように勘違いしている人が多いので、危険性を考慮した上で活用することを明記して欲しい。 また、AIを使用したことで他人に被害を与えた場合どのように対応するのかきちんと考えたものにするべきだと思う。</p>	<p>経営者が認識しておくべきAIの危険性等については、「4-2.経営者が認識しておくべきこと」に記載しております。具体的な施策は当該企業の業種業態等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>生成AIによる人権侵害犯罪を放置せず規制罰則を設けてください。 国民が望んでいるのは生成AIが隅々まで利用された犯罪社会ではなく、生成AIによる人権侵害犯罪から守られる安心安全な社会です。 まずやるべきことは社会問題になっている生成AIによる人権侵害や犯罪を防止する法整備です。 ベルヌ条約違反の著作権法30条の4も廃止して、生成AIを規制し、生成AIによる人権侵害犯罪を罰する法律が必要です。</p> <p>同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありませんとありますが、これだけ社会問題になっていて死者も出ている上に、多くの人が規制罰則を望んで意見を提出しているのにそれを反映することなく推進する方がどう考えてもおかしいでしょう。正気の沙汰ではないです。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、リスクを踏まえながら企業価値を向上していくことを目的として企業がデータ利活用するに当たっての要点をまとめたものとなります。また、経営者が認識しておくべきAIの危険性等については、「4-2.経営者が認識しておくべきこと」に記載しております。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>p16.データの利活用による価値の創出が本来の目的であることを踏まえ、過度に「守りの固い」運用とならないようにしている。 とはどういうことでしょうか？未管理著作物最低制度のことでしょうか？この制度は14日の返答がなければ文化庁の方で使用の是非の判断を行う点が明らかに国際水準からの逸脱・憲法の人権の原則すらも無視しており、わざわざ著作権法を無視して使用する意味がない制度です。撤回する必要があるでしょう。</p> <p>4. AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針 p20～ 現状のAI技術の喧伝は明らかに常軌を逸しており、巨大企業ぐるみでほぼ詐欺と等しい行為が横行しています。明らかに能力を超えた(本来出来ないことまで出来る)と偽りAI技術を売り出すことで資金調達をするという暴走状態に陥ってます。この流れは絶対に歯止めをかけるべきでしょう。人類は、ただの機械でなく、生身の人本来が最も優先されるべきです。)国内における詐欺・盗用・その他犯罪における使用の撲滅をまず考え、悪用の絶対に出来ないレベルで厳重に法制度で利用に制限をかけ、国際的に規制のリーダーシップを振るうべきです。</p>	<p>ご指摘の16ページの記載につきましては、「経営者によるデータガバナンスの重要性について」のパートに記載しましたとおり、日本が「諸外国に比して、我が国の企業・産業におけるデータの利活用はまだ限定的」であるとの認識を踏まえて作成しております。また、「AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針」に関しましては、企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していく観点からの要点をまとめたものとなりますが、いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
<p>13 情報処理技術者試験に影響を与えることは容易に予想出来るため、十分な周知を要望する。</p>	<p>ご指摘を踏まえて周知徹底に努めてまいります。</p>
<p>技術進歩に可能性があることは言うまでもありませんが、適切な検証が行われていないのではないですか。ここ数年間のDX開発は、日本人の自分で考える力を奪い、人としての能力の低下の方向に進んでいます。 現状のDXによって、人材の裾野が失われています。新人よりは仕事ができるが熟練者の仕事はできない、という程度のAIによって、新人の学習意欲と研鑽の機会を奪い、熟練者が育たない業界が著しく増えています。 また、DX開発の専門家として松尾研究室の関連人物ばかりが主導権を握る現状に強い危機感を抱いています。明確な利益相反があるはずです。 ここ3年間、生成AIの被害に遭われた方がたくさんいます。そのような方からこそ話を聞いていただけませんか。 データテラーの向上、大いに結構ですが、あまりにも現状と離れています。 新しい技術は適切な規制とセットです。 技術進歩を盾にして人権を蹂躪する昨今のDX開発には断固反対です。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

<p>データガバナンス・ガイドライン（案）16ページ最後の項目について、『その重要性と共有・連携によって生じ得るリスクの大きさに応じたレバリング』とあり、それについて異論はないのですが、利活用前提で前のめりなる姿勢には同意できません。データは場合によっては非常にセンシティブなものもあり、共有と秘匿の判断を誤れば一瞬で信用を失います。また、そのデータが顧客由来の場合、企業都合で過度に活用しようすれば顧客が気味悪がってサービスから離れてしまったり、顧客情報を売り買いされているというような誤解で悪評が広まる可能性もあり、そうなればデータが手に入る機会を収益ごと失い、本末転倒です。</p> <p>利益以上に信頼という面で、活用を第一に考えるのではなく、資料の言葉を借りれば『過度に「守りの固い」運用』であるくらいがむしろちょうどよいのではと思います。</p>	<p>データガバナンス・ガイドライン（案）15ページにある『例えばデータの利活用が人を介せず、ソフトウェアやシステムによって自動的に行われる場合には、（中略）適切な処理を行う仕組みを導入』というは、言うのは簡単ですが実現は極めて難しいと思われます。先端技術の動作がブラックボックス化している懸念は資料にも述べられている通りで、リスクを完全にコントロールできる万能機械は存在していないのが現状です。</p> <p>同項目で述べられている『データ利用の正当性』が守られない場合に利益や信頼に大きな傷を残すというのは言うまでもなく、信頼に関わる重要なものを先端技術頼みにする限界や危険性はもっと強調して伝えてほしいと思います。</p> <p>上に関連して、近年は国内のあらゆる分野で「先端技術」を過信する傾向が強いと感じます。20ページ（4-2）でも『データ処理のプロセスが「ブラックボックス」と言われる』『利用するデータに起因する個人情報に関わる問題、さらには安全保障上の重大なリスクにつながる可能性』とあるように、先端技術とは本来取り扱いに注意が必要でリスクの大きい代物です。また、企業間連携だけでなく消費者からの評価や信頼にも関わり、その点もリスクといえます。すごそうだからと安易に飛びつくのではなく、それを使う目的はなにか、解決したい問題はなにか、本当に期待した効果が得られるか、もっとリスクやコストを抑えた手段はないか、顧客からの印象に悪影響を与えないか等、根本的に「使うべきか」という部分まで含めて最適な手段を検討するのが正しい『先端技術の利活用』だと思います。</p> <p>ガイドラインの内容について言えば、21ページ（4-2）の『生産性が劣後することは経営上のリスクとなる。』という利用を急かす（むしろ脅かす）表現は、技術そのものの危険性を軽視することにつながるため良くないと思います。また、「4-3 望ましい方向性」についても、利活用以前の一番最初に「リスクの理解」「リテラシーの向上」を強調し、それを踏まえ「導入する技術が今本当に必要なものか」問うことが必要だと思います。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>DX化の方針など、デジタル化もIT化もともに出来ていない政府が決めることでしょうか。</p> <p>デジタル庁の方々に置かれましては、マイナンバーに関わる制度が、軒並み国民ならびに関係機関のQOLの増加につながっていないどころか、不便のないものを自分たちのプライドのためにただ煩雑に扱いにくく、また致命的な欠陥を抱えたままにしていることに学んで、もう少し貴庁の実力に見合ったものを慎重に扱うがよろしいかと存じます。</p> <p>具体的な批判ですが、</p> <p>そもその前提にある「生成AIを始めとするAIの急速な普及と汎用化」とは何のことでしょうか。「生成AIをはじめとする」というのは特にどういう意図を持ってのことでしょうか。国内産のシステムを作ることも出来ず、データの当てもなく、現在、世の中に跋扈している「生成AI」と呼ばれるものは、9割以上が大元のデータが権利者の許諾なく収集され、混ぜ込まれた海外産のデータセットを、うべだけフィンテックしたものであることをご存じないことは、よもやないかと思いますが、つまり「海賊版のデータを利用した」「AIの名前を冠した、国内外でも定義の定まっていないシステム」の「急速な普及と汎用化」をどうやら確認しておられるということで間違いはないでしょうか。</p> <p>16 ハッキリ申し上げれば、国内に普及してしまっているいわゆる「生成AI」というものは、歴とした権利侵害の結果に成り立っている剽窃ツールでしかなく、国内法でどう扱おうとも、我が国の加盟するベルヌ条約に真っ向から反するものであります。</p> <p>その上で、たとえば「越境データの現実化に即した業務プロセス」と掲げている第一の柱、過日施行された「EU AI法」に則して、データの透明性を証明できない限りはEU諸国とのやり取りは今後一切行わないということになりますが、その認識でよろしいでしょうか。おそらくは現状、カリフォルニア州等の「生成AI」と呼ばれるものに対する規制法」が存在する地域と我が国の企業は、経営上まったく関わりを持たずに今後の業務計画を進めていくことで合意が取れているでしょう。</p> <p>我が国オリジナルの、グリーンなデータのみを用いた、信頼性の高い、それでいて人材教育をおろそかにしない（つまり技術継承を絶たない）「生成AI」が存在し、それを活用していく、というのであれば、まずその具体的なモデルを提示してください。その上で、このまったく新しいやり方に対して「現行法で対処可能」などと怠けず、一分の例外もなく運用できるよう、規制法を制定する必要がある「最低限」必要であると考えます。</p> <p>柱を四本も想定しているようですが、すべては権利と規制の問題を解消してから先の話です。それをクリアしているかのように机上の空論ばかりを並べられて、はいそうですと納得することは、戦後のやり方にも問題があったにしろ、ともかく本国の積み重ねてきた国際的信用に対する明確な破壊工作であり、クレーターであると考えます。</p> <p>このガイドラインはスタート地点からお粗末なものです。世界の笑い者にならないよう、対処をお願いします。</p>	<p>DX化の方針など、デジタル化もIT化もともに出来ていない政府が決めることでしょうか。</p> <p>デジタル庁の方々に置かれましては、マイナンバーに関わる制度が、軒並み国民ならびに関係機関のQOLの増加につながっていないどころか、不便のないものを自分たちのプライドのためにただ煩雑に扱いにくく、また致命的な欠陥を抱えたままにしていることに学んで、もう少し貴庁の実力に見合ったものを慎重に扱うがよろしいかと存じます。</p> <p>具体的な批判ですが、</p> <p>そもその前提にある「生成AIを始めとするAIの急速な普及と汎用化」とは何のことでしょうか。「生成AIをはじめとする」というのは特にどういう意図を持ってのことでしょうか。国内産のシステムを作ることも出来ず、データの当てもなく、現在、世の中に跋扈している「生成AI」と呼ばれるものは、9割以上が大元のデータが権利者の許諾なく収集され、混ぜ込まれた海外産のデータセットを、うべだけフィンテックしたものであることをご存じないことは、よもやないかと思いますが、つまり「海賊版のデータを利用した」「AIの名前を冠した、国内外でも定義の定まっていないシステム」の「急速な普及と汎用化」をどうやら確認しておられるということで間違いはないでしょうか。</p> <p>16 ハッキリ申し上げれば、国内に普及してしまっているいわゆる「生成AI」というものは、歴とした権利侵害の結果に成り立っている剽窃ツールでしかなく、国内法でどう扱おうとも、我が国の加盟するベルヌ条約に真っ向から反するものであります。</p> <p>その上で、たとえば「越境データの現実化に即した業務プロセス」と掲げている第一の柱、過日施行された「EU AI法」に則して、データの透明性を証明できない限りはEU諸国とのやり取りは今後一切行わないということになりますが、その認識でよろしいでしょうか。おそらくは現状、カリフォルニア州等の「生成AI」と呼ばれるものに対する規制法」が存在する地域と我が国の企業は、経営上まったく関わりを持たずに今後の業務計画を進めていくことで合意が取れているでしょう。</p> <p>我が国オリジナルの、グリーンなデータのみを用いた、信頼性の高い、それでいて人材教育をおろそかにしない（つまり技術継承を絶たない）「生成AI」が存在し、それを活用していく、というのであれば、まずその具体的なモデルを提示してください。その上で、このまったく新しいやり方に対して「現行法で対処可能」などと怠けず、一分の例外もなく運用できるよう、規制法を制定する必要がある「最低限」必要であると考えます。</p> <p>柱を四本も想定しているようですが、すべては権利と規制の問題を解消してから先の話です。それをクリアしているかのように机上の空論ばかりを並べられて、はいそうですと納得することは、戦後のやり方にも問題があったにしろ、ともかく本国の積み重ねてきた国際的信用に対する明確な破壊工作であり、クレーターであると考えます。</p> <p>このガイドラインはスタート地点からお粗末なものです。世界の笑い者にならないよう、対処をお願いします。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>17 AIに頼る姿勢は大変素晴らしいです。</p> <p>しかし、AIから生み出される情報が全て正しいとは考えられません。その責任は誰が取るのでしょうか？ 損失の方が大きいのではないのでしょうか？ 人の知能はAIより賢いはずです。</p> <p>機密保持契約していない企業が使用し、その情報が漏洩した時誰が責任を取れるのでしょうか。よってAIに依存するのは良くないと考えています。</p>		<p>AIに係る方向性、目的については「4-1.基本となる考え方」に記載しておりますが、いただいたご意見は今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>18 26頁の「政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一基準(第3版) 解説書」という文字列において以下のリンクが設定されている。マイクロソフト社の検索サービスサイトに対し、「機密性1 機密性2 機密性3 違」というリクエストを送信するものようである。このリンクが本文書に設定された経緯やこのリンクが本文書に残されたままバグコメントに付された理由を含め、本文書の当該文字列に対し、このリンクを設定した理由を示されたい。 [リンクは省略しております]</p>		<p>改めてガイドライン記載の当該リンクを確認し、接続先に問題がないことを確認させていただきました。</p>
<p>19 データガバナンス実装における4つの柱の中にある</p> <p>4.AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針に関して意見を述べたい</p> <p>AIのうちとくに、生成AIの利用には重大なセキュリティの問題がある</p> <p>とくに4-3望ましい方向性のさらに(4)検証可能性の確保(説明責任)に述べられている文面</p> <p>「自社にとって「ブラックボックス」とならない様という前提」がすでに間違いで</p> <p>チューニング前のAI(基盤のデータセット)はそもそも海外製であり、国産の物はないため「ブラックボックス」以外の何物でもない。</p> <p>インシデントが発生した場合の対応として</p> <p>AIシステムサービスの開発過程や機械学習および導入時のそれぞれの過程における入出力データのログを記録保存することなど記載されているが、上記の様にブラックボックスの上に国内でチューニングされただけのAIは説明責任を果たすための元データ等の材料を得ることはできない。</p> <p>説明責任を果たせない海外製品を基盤とした生成AIはそもそもすべきではない</p>		<p>ご指摘の箇所については、「AIからアウトプットされたデータが、どのようなロジック(学習履歴)に基づいてチューニングされたのかがわからなくなるようなことは避けるべきである」という意図で記載しております。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
<p>20 ・世界中の無数の異なる「モノ」から収集されたデータと簡単に言うが、その世界中の無数の異なる「モノ」から適切な対応をして収集したデータと言えるのだろうか。現在データセットの中身をめぐって様々な訴訟が発生しているが、そのような不安定な状況で促進すべきであろうか。</p> <p>・人材育成とデータリテラシーの考慮の優先度が低すぎる。最優先で取り組むべき課題である。データを扱う人間が悪用しないよう、また悪用した場合のような責任を取るべきか、どのような補償をすべきか明確にしない限りデータ提供者からの信頼は得られず生成AIの発展はままならないであろう。</p> <p>・データを共有・連携できるようにするのなら、データ提供者にどの会社し、どのように活用するかを説明をきちんとし、その上で提供し続けられてくるかの確認を取るべきである。そして、提供者がデータの共有と活用の停止を求めた場合それに応じるべきである。”</p>		<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>21 オンボーディングの4についての意見です。</p> <p>個人情報や機微な情報の保護</p> <p>とありますが、現行法では個人情報にも該当する肖像や著作物に関してはAI利用の際は保護されない状況ではないでしょうか？</p> <p>AI上でどのようなデータを取り扱うのは可能で、また逆に憚む、もしくは禁止するべきデータの種類を明確に分けるべきではないでしょうか？</p> <p>現状だとあまりにも指針が定まっていない、検討しているという状況が数年続いている状況です。</p> <p>これではあまりにも企業任せで、海外の動き次第では違法になる可能性すら秘めているのではないのでしょうか？</p> <p>生成系に対してはフェアユースの否定的な見解や、親和性の高いトムソロイターの判決等も考慮し、他者の著作物や肖像を無断で利用しない、また海賊版が疑われるデータセットの使用された可能性がある基盤モデルでの訓練はさせてはいけない。</p> <p>そういった規制的な側面からのアプローチも必要であると考えます。</p> <p>最大限利活用と記述してありますが、あくまでそれはごく一部の経営層や研究者だけが得るのであって、大多数の一般国民、権利者にとっては不利益を被る指針であると考えます。</p>		<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。なお、「AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針」は、当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>22 個人情報保護法のようなまずデータを提供する側が安心出来る法案があつてこそ利活用です。AI推進法ではなくAI規制法のモデルとなるような指針作りを期待します。</p> <p>・データの定義（本ガイドラインの対象範囲の提示）が必要ではないでしょうか。</p> <p>例えば生成AIを考えたときに、生成AIが対象とするのは構造化データであるデータだけではなく、非構造化データであるドキュメント類もあるかと思います。</p> <p>一方で、ガバナンスという観点では、データガバナンス、情報ガバナンス、AIガバナンスとも確立するための手法が非常に近しく、その中でもデータガバナンスが一番広い（DIKWピラミッドのすそ野にあたる）ことから、すべてを網羅的に取り組むアプローチも実務上は一案かと考えております。</p> <p>・資料のボリュームが経営者向けとしては少々多いかもしれません。</p> <p>本ガイドラインは網羅性を担保しながら出来るだけ多くのメッセージを入れ込んでいると感じました。そのためボリュームが27ページとそれなりに多くなっているものと思われ、多忙な経営者にとってはエグゼクティブサマリー版が必要なのではと考えました。</p> <p>ただ別添としてデータガバナンス・ガイドライン（案）概要があり、こちらをもってエグゼクティブサマリーとしているという見方も出来るかと思いますので、もしその趣旨であればご放念頂けます幸いです。</p>		<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しておりますが、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>また、本ガイドラインの業界への周知につきましては、さらに必要な工夫を実施してまいりたいと思います。</p>

<p>23</p>	<p>本家でも指摘されているように、事業の海外展開においては、EU GDPRやEU AI法、DSM著作権指令、米カリフォルニア州法等の海外でのデータ保護法やAI規制法に適合する必要がある、実際に、イタリヤ等において生成AI事業の業務の一時停止や巨額の罰金が科せられた事案もあります。</p> <p>また、スペインにおいて、日本企業がGDPR違反で制裁金が科された事案もあります。</p> <p>これに対して、政府の個人情報保護委員会においては、「個人情報やAI学習で使用する行為を合法化する法案」が検討されているという情報もありますが、生成AIによるディープフェイク等の人権侵害や詐欺犯罪、誤情報の拡散、著作権侵害等の被害が実際に多発している社会問題に加えて、上記のような海外での法令違反による制裁事案等を鑑みれば、言語道断の法案です。</p> <p>また、先般、米著作権局が報告書「著作権とAI」第3部のプレ発行版を発表し、「生成AI学習での著作物データの無断使用はフェアユースではない可能性がある」とする見解が示されました。これは今後のAI関連事業での著作物データの取扱いにおいて重要な資料となるでしょう。</p> <p>もし、「日本では個人情報や著作物等のデータを生成AI学習等で使用しても原則合法である」と言って押し通そうとしたとしても、海外においては、EU GDPRやEU AI法、DSM著作権指令、米カリフォルニア州等では違法行為と判断され、域外適用により、事業の業務の停止や巨額の罰金が科される可能性があります。</p> <p>政府においては、データの利活用を推進する以前の根本的な前提として、「企業活動において他者の人権侵害や犯罪等の被害を防止することが大前提である」ことを再確認した上で、国際条約の遵守はもとより、企業への域外適用による海外の法令の遵守も含めて、コンプライアンスや企業の社会的責任を果たすことの重要性を繰り返し周知徹底する必要があります。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、8ページの「経営者による説明責任」において、共有・連携先の国や地域の法令に触れたために、多額の賠償金を請求されたり、企業のレピュテーションが著しく侵害されるといったリスクも記載させていただいておりますが、今後の国内外での議論も踏まえ、適宜見直しを検討してまいります。</p>
<p>24</p>	<p>企業が持っているデータや資料などを競合他社でも活かし、産業の発展に役立てようという考えは良いものだと思います。また、きちんとしているAI技術が発展するのは良い事だと思いますが、現状の生成AIと呼ばれているものは、様々な権利問題、肖像権の問題、偽情報の拡散など問題を多く抱えています。その問題を解決する法律、規約などを作成、通達をまず進めることから始めない限り、データ連携による発展は望めないと考えます。</p>	<p>本ガイドラインの趣旨にご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見は今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>25</p>	<p>「3 関連するステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）」において、「AI でのデータの利用の仕方、AIの性質、目的等に照らして、例えば、以下について取りまとめた情報の提供及び説明を行うこと」とあり、その一つとして「AI に掛けた結果の提供先が属する国・地域等において適用される関連法令等」を挙げているが、多くの国・地域では基盤データのブラックボックス化状態や偽情報拡散・犯罪行為への利用等からAIの利用を規制する流れとなっています。それらを認識したうえで規制を一切行わず利活用を進めていく方向性を取るのとは論外です。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>26</p>	<p>1.データガバナンスの前提としてデータの機密性、完全性、可用性を守るセキュリティが不可欠です。ガイドライン案において、サイバーセキュリティをデータガバナンスの前提として、より明確に位置づけることを希望します。また、その参照先として『サイバーセキュリティ経営ガイドライン』を引用するなど必要かと思えます。</p> <p>2.セキュリティには様々な技術がありますが、ガイドラインでは特定の技術よりも必要な対策要件を強調いただき、最新の技術動向や多様化するソリューションの柔軟な活用を促すべきと考えます。</p> <p>3.中小企業はセキュリティ人材や予算が限られている場合が多く、ガイドラインの全ての要求事項を満たすことが困難場合があります。中小企業でも対応可能な、段階的かつ実践的なアプローチを示すことや、別途、支援策（相談窓口設置、リソース提供、導入補助制度など）が講じられることも重要と考えます。</p> <p>4.データガバナンスには、個人情報保護法、サイバーセキュリティ基本法、その他業界固有のガイドラインなど、様々な法規制や基準が関連します。各種規制等との整合性を継続的に確保し、企業が混乱なく取り組める環境整備をお願いします。</p> <p>5.データガバナンスには本質的にデータセキュリティが含まれるため、本ガイドライン案にて言及のあるCDOが担うセキュリティ関連機能と、多くの組織に既に存在するCISO（最高情報セキュリティ責任者）等のサイバーセキュリティ担当役員の責任範囲との連携・分担を明確にし、分掌重複に伴う不作為を回避する必要があります。</p> <p>2025年5月21日 株式会社サイバーセキュリティクラウド 一般社団法人サイバーセキュリティ連盟</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、共有・連携先の国や地域の法令に触れたために、多額の賠償金を請求されたり、企業のレピュテーションが著しく侵害されるといったリスクも記載させていただいておりますが、データセキュリティに関する国内の議論も踏まえ、適宜見直しを検討してまいります。</p>
<p>27</p>	<p>生成AIを積極的に運用するのなら、現法とは異なる法律で規制し、違反には重い罰則を設ける形で悪用に対する牽制をすべきです。</p> <p>現状では、生成AIに対して写真や声、作品などが無断学習によってボロリや詐欺などの犯罪に使用されているのか不安が拭きません。卒業アルバムの写真で児童の性的な画像を生成する、留守番電話の音声をもとに生成AIで詐欺の声を作る、あたかも作品・作者が特定思想を呼びかけているような画像を生成するなど事例はすでに起きており、世界では規制の流れとなっております。たとえどれほど素晴らしい技術だとしても、このままでは嫌悪感や忌避感避けられません。</p> <p>それでも運用するのであれば無断学習ではなく、許諾したものを学習するオプション、問題が起きた時に学習対象から外すアウトを義務付けし、応じない場合に罰金を科すだけでも、生成AIによる犯罪を抑止し、安心感をもたらすと考えられます。また、生成AI使用者には使用登録を義務付けることで、問題が起きた時に誰に問い合わせれば良いのかを明確にすることができます。</p> <p>また、虚偽の出力結果かどうか時間をかけてでも精査が必要なら、生成AIが提示するものには常に注意がつかまいます。正しさではなく使用者が望む形で出される為、洗脳に近い形で鵜呑みにしてSNSで拡散するケースも見られ、そういった状況を踏まえると生成AIはあまり実用的ではありません。</p> <p>その上でも使用する場合、生成AI使用の明記を義務付けることで、仮に正しいと鵜呑みにした出力結果でも、他者が生成AIであると認識できれば情報を精査し正しいものへと導きやすくなると考えられます。また、あえて生成AIを伏せて悪質なデマなど拡散させた場合に重い罰則を科すこともできます。</p> <p>罰則を科せば使用しづらくなるという意見も聞きますが、技術や使用者が規制の中でも成功をおさめることで健全であることを証明できれば、それに続いて多くの方が触れやすくなると考えられます。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIにしましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>28</p>	<p>P20「4. AI などの先端技術の利活用に関する行動指針」全般を読む限り、情報漏洩等のリスクが発生した際の対応と責任が『データを提供した側』にばかり発生しているように感じられる。データ提供とは情報資産提供であるため、機密保持契約が『絶対に守られる』条件下であり、かつデータを受け取る側に重い罰則（法規制が望ましい）が課せられない限りは、安易に推奨すべきではない。</p> <p>政府としては生成AIの利活用を推進進めたいのだから、現在、海外ではOpenAIをはじめとしたテック企業を相手に『機械学習時における著作物の無断利用がフェアユースに当たるか否か』の裁判が行われており、判決次第ではAI開発が大幅に後退する可能性も考えられる。生成AIの利活用に関しては、少なくとも海外の訴訟の展開を注視してから、慎重に判断を下すべきである。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>29</p>	<p>以下は所属企業とは関係なく、DAMAやJDMCで活動する個人としての意見です。</p> <p>まず、データマネジメント、データガバナンスの重要性を経営者に強く訴えかけるのには賛成です。しかしながら、伝えるべきメッセージに大きな抜けがあると感じました。</p> <p>データガバナンスの対象はデータですが、このデータを取り扱う要はメタデータです。しかしながら、国内の企業においてはこのメタデータを十分に取り扱っている企業が非常に限られています。</p> <p>今回のガイドライン中では、メタデータの重要性について触れられていません。しかしながら、特に大手のITベンダーにシステム開発を依存してきた中で、このメタデータが付属物程度にしか扱われてきておらず、現実利活用の阻害要因になっている企業が少なくないのが実情です。本書の中では「データのモダライゼーション」と一言で片づけられてしまっていますが、そのデータのモダライゼーションを行うためにもメタデータの整備は必須です。</p> <p>メタデータの整備は一方で、器に過ぎないデータカタログの導入で解決すると考えている企業が少なくなく、失われたメタデータの整備への投資の重要性を感じることさえできていません。データ品質を問うにも、本来はそのデータエレメントの意味であったり、取り得る値の範囲や制約が明らかにならなければなりません。</p> <p>近年のデジタルネイティブと呼ばれる企業の中では、データマネジメントに取り組むにあたりその重要性を感じ取り、メタデータ獲得の重要技術であるデータモデリングに取り組む者も見られるようになってきました。一方で、レガシーとも呼ばれる企業では各システムに対する論理レベルも物理レベルもデータモデルを持たず、しっかりと設計されたメタデータリポジトリも持っていないのが実情です。これらは大きな技術的負債であり、データ中心ではなく機能変調でのシステム開発が行われてきた弊害でもあります。</p> <p>富士通が汎用機の終焉を迎えるにあたり、利用企業のシステムのモダライズと言いつつリホストやアプリケーションのリライトに留まり、リビルドに挑戦してこなかった大木根原因でもあります。</p> <p>よって、データガバナンスに関するガイドラインを示すのであれば、何よりも失われているメタデータの整備に注力し、管理され、高品質なデータを扱える要因する必要性を強く訴えてください。</p> <p>デジタル庁においては、このメタデータ管理の重要性を再認識し、現代なら生成AIを使ったメタデータ収集などの技術開発を進めて欲しいです。</p> <p>もう一転、本書では「データマチュリティ」という言葉が登場しますが、できることなら「データマネジメントのマチュリティ」と置き換えて欲しいです。データ自身に関する成熟という概念は、あくまでもその扱いに関する成熟度ということの方がわかり易いと思います。その方が、活動の中心であるデータガバナンスとそのガバナンスを支えるデータマネジメント全体を捉えることが容易になるでしょう。</p> <p>是非、「データマチュリティ」ではなく、「データマネジメントのマチュリティ」として欲しいです。</p> <p>以上、よろしく願います。</p>	<p>本ガイドラインの趣旨にご賛同をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。なお、データマチュリティについては、5ページの注4に記載のとおりとなりますが、いただいたご意見は今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>30</p>	<p>現在のAIはネットをごちゃ混ぜにしたものしか産み出せませんよ。しかも無断転載です。</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>31</p>	<p>データの取り扱いに関して、個人情報等は個人意思を尊重されなければならないものであり、過度な保護という表現が飛び出す状況で、適切な保護が行われるとは思えません。</p> <p>個人の情報の保護を最優先に添えた上で活用に向かう様にすべきで、リスクへの対処を後回しにすべきではありません。</p> <p>昨今、利活用という単語を多く見かけますが、他者の意思を無視して身勝手な物だけな情報系扱う状況はとても許容できるものではありませんし、信用できかねるので、とても情報を提供したいと言える社会や政府ではありません。</p> <p>他者を物として扱い価値を理解しようしないものに差し出すものはございません。</p> <p>リスクへの対処を優先してください、緩める様なルールを作らないで下さい</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>32</p>	<p>私はデータガバナンス・ガイドライン(案)について反対意見を述べます。</p> <p>DXはそもそも慎重に行うべきで、やれと言われてやっても使えないものができるだけです。まして現在のAIは活用できる状況ではないため、AI活用などをもってのほかです。データガバナンス・ガイドライン(案)は企業のデータを差し出せと言ってるのと変わりません。</p> <p>DXは必要に応じて必要なものを必要になったら行えばいいと思います。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>33</p>	<p>下記のように21ページ以降に書かれています。</p> <p>** AI開発事業者に自社のデータを学習データとして提供する際には、データ流出やチューニングされたAIの転用等を防止するため、機密保持契約等を結んでおくことが重要です**</p> <p>既存のデータに対して行われなかった機密保持契約等の補償はどうなるのでしょうか？</p> <p>会社間の他社データの共有、使用に関しては暫時的で否定的なのに、すでに行われたネット上にあるデータの使用に関して不問に付そうとする首尾一貫しない態度は、公正であるべきガバナンス性に欠けます。</p> <p>データの一方的なデータ学習は現在も進んでおり、搾取可能性のあるデータを作るプロフェッショナルになろうとする若者の意欲を大きく削いでいます。（基本的に創造性に対する「敵」なので、彼らが生成AIの生成オペレーションに当たることはありません）</p>	<p>本ガイドラインでは、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。オープンネットワーク上のデータに関しましても、同様にコンプライアンスが求められるものと認識しておりますが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>34</p>	<p>現状では特にAIへの学習にWebから収集してきたデータを使用したサービスは、ステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）が不十分です。特にクリエイティブ関連は、成果物であるデータを許諾なしに学習され市場競争を起こしているためフェアユースとはならずAIによるデータ利用の正当性を欠いています。</p>	<p>本ガイドラインでは、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。オープンネットワーク上のデータに関しましても、同様にコンプライアンスが求められるものと認識しておりますが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

35	<p>データガバナンス・ガイドライン（案）は、企業が保有するデータを適切に管理・活用し、DXを通じて企業価値を高めていくための基本的な指針を示すものであり、Society 5.0の実現に向けた重要な取り組みであると認識しています。特に、ステークホルダーとの信頼関係や国際的なデータ連携に言及している点は、現代のデジタル社会における企業経営の方向性を示すものとして高く評価いたします。</p> <p>しかしながら、ガイドライン案の中で、「データプライバシー」に関する記述がほぼ見当たらない点に、懸念を覚えました。一部において個人情報の保護への言及はありますが、それがプライバシーの保護やプライバシー・バイ・デザインといった観点に発展している記述はなく、データガバナンスの視点から極めて重要な要素が抜け落ちているように見られます。</p> <p>「データセキュリティ」や「データマチュリティ」、「AI等の先端技術の利活用に関する行動指針」などには多くのページを割いている一方で、その前提となる「人間中心」や「個人の権利」といった社会的価値への配慮が希薄に見受けられます。</p> <p>Society 5.0は、技術革新によって経済的発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」を目指すとされていますが、信頼の根幹に関わるこれらの観点を「データプライバシー」として明確に位置づけなければ、データ利活用が拡大する中で、利用者・市民を含むステークホルダーとの信頼を維持することが困難になることが懸念されます。</p> <p>また、国際社会に目を向けると、OECDの「データへのアクセスと共有の強化に関するOECD勧告」においては、データガバナンスにおけるプライバシーの重要性を強調しており、効果的なデータ利用のための信頼構築と利用者のエンパワーメントが必要であるとしています。データプライバシーは、単に「法令遵守」ということではなく、企業が社会的信頼を得るための前提条件として、また国際社会における日本企業の競争力という観点においても、企業価値を高めていくために必要な観点であるといえます。</p> <p>さらに、AIにおいては、OECDの「AI原則」において、プライバシーは「人間中心の価値」の一つとして明確に位置づけられており、AIシステムの設計・開発・運用の各段階において、プライバシーの尊重と保護が組織の責任として求められています。</p> <p>以上を踏まえ、ガイドライン（案）に対して、「データプライバシー」を「データセキュリティ」や「データマチュリティ」と並ぶ重要なトピックとして組み込み、ステークホルダーとの信頼関係の構築や国際競争力の強化、さらには国際的なデータ連携の円滑化につなげることで、企業価値を持続的に高めていくための礎として位置づけるべきと考えます。</p>	<p>本ガイドラインの趣旨にご賛同をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただきます。具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただくという認識から、本ガイドラインでは国内法での定義が明らかな個人情報に対する言及に留めさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
36	<p>機密保持契約していない企業が無断でデータ持ってたらどうするの？</p> <p>透明性確保してるAIシステムがどこにある？</p> <p>説明責任を果たすシステムやユーザーはどこにいる？</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
37	<p>20ページ 4-2経営者が認識しておくべきこと</p> <p>重大なリスクにつながる可能性を持っているものを、ここまで過度に推進する理由がわかりません。権利に何の問題もなく、安全性も確保されてから推進すべきではないでしょうか。「技術の発展」を重要視するあまり、個人が持つ権利をないがしろにしているように感じます。</p> <p>21ページ 自社のノウハウに・・・転用等を防止しておくことが重要である</p> <p>現在AI開発における罰則規定が明確に定まっていないため、結局のところ企業の善性に頼っているように思えます。悪質な企業は、罰則がなければ結んだ契約など簡単に反故にします。自社のデータを保護することを「生産性が劣化するリスク」などと称し、むやみにAIの利活用を推進するのではなく、まずは罰則を定めることから始めるべきと存じます。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
38	<p>4、AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針</p> <p>4、3 望ましい方向性</p> <p>2、機微なデータの保護</p> <p>機微なデータを予め削除する場合でも、万が一の混入に備えて AI に機微な情報の削除や匿名化等の処理を行う仕組みを組み込み、AIの機械学習を実施した上で、確認テストとファインチューニングを含む対策を施し、個人情報に関わるデータ、ノウハウを含む企業の知的財産権利を尊重するための適切なセーフガードを導入する。</p> <p>上記の内容は根本的に破綻しており、根幹を担うシステム自体に大きな問題があります。</p> <p>機械学習の段階で確認テストを実施して問題ないとしても、意図せぬ方法、または悪意ある方法により、情報漏洩が起きる可能性は大いに有り、そのリスクは既存の管理法より、非常に高いものであります。</p> <p>ノウハウを持つ企業が必ずしも個人情報、知的財産権を尊重するとは思えません。</p> <p>それは現日本政府にも言える事であり、多くの企業、個人の知的財産権に纏わる権利、個人情報の漏洩に関する具体的な対策はおろか、許諾無しに利用出来る様にする法案を通そうとしている状況下で信用を得られると思われているのであれば、大きな間違いであります。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、経営者が認識しておくべきAIの危険性等については、「4-2.経営者が認識しておくべきこと」に記載しております。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありません。また、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
39	<p>余りにも情報を簡単に扱い過ぎているのではないですか？</p> <p>電子の中で一度公開された情報は取り返しがつきません。</p> <p>何でもかんでもAIに任せれば解決すると思いませんか？</p> <p>リスクに対するリターンが余りにも無いと感じます。</p> <p>現段階世界中がAIの規制を行っております。</p> <p>世界と足並みを揃えるなら、日本も做って適切な規制をしないと世界中からデータを奪われる心配があります。</p> <p>今一度考え直していただきたいです。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
40	<p>『4. AI などの先端技術の利活用に関する行動指針』について、非常に問題のある考え方や指針が存在する。</p> <p>4-2. 経営者が認識しておくべきこと</p> <p>『自社のノウハウに関わるデータを過度に保護することで AI 化が遅れ、生産性が劣後することは経営上のリスクとなる。AI 開発事業者に学習データとして自社のデータを提供する際には、提供するデータや学習成果に対する機密保持契約等を結んでおくことで、競合他社等へのデータの流出や、チューニングされたAI の転用等を防止しておくことが重要である。』</p> <p>とあるが、自社のノウハウを学習データとして、生成AIへ提供することは非常に慎重であるべきだ。</p> <p>すでにイラストや映像、作曲分野などで、既存のクリエイターの作品の模倣、コラージュ、オリジナルをごく一部だけ改変したもの等の海賊版の制作行為が横行している。</p> <p>企業のノウハウが生成AIに取り込まれ、流出することでその企業の独自性や優位性を損なうことが容易に考えうる。</p> <p>機密保持契約（NDA）を結ぶ等の対策とあるが、文書内でも言及されている通り生成AIは「ブラックボックス」であり、NDAの履行・確認の検証が困難である。</p> <p>4-3. 望ましい方向性</p> <p>の項目において、</p> <p>『チューニングされた AI が自社にとって「ブラックボックス」とならない様に、学習に用いたデータとともに、何故そのデータを使ったのかといった判断理由等の情報を、資料として自社内で管理している。』</p> <p>とあるが、これは生成AIでは現実的ではない。</p> <p>『関連するステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）』の項目にあるように『基盤としているAIモデル』が、学習データの透明性を担保していない。</p> <p>GrokやchatGPT、DeepSeekなど現在のAIモデルはブラックボックスである。それを利用している以上は、どんな生成AIも内部は本質的にブラックボックスである。</p> <p>現状の生成AIの基盤モデルは権利的な問題を内包している。フェアユースに当たらない他者のデータが学習に用いられている。また、違法アップロードデータや人権や肖像権を侵害したデータを含んでいる。</p> <p>意図せずそういったデータが出力される可能性や、そもそもそういったデータを利用する倫理的・人権的な問題が大きい。</p> <p>現状の生成AIの利用の促進よりも、その危険性や倫理的問題、他者の権利侵害を周知徹底させていくことが必要であると考える。</p> <p>そのうえで、技術進歩によって問題が取り除かれた生成AIや他方式のAIの利用について考えていく方が健全であり、公益に適っている。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、経営者が認識しておくべきAIの危険性等については、「4-2.経営者が認識しておくべきこと」に記載しております。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘の「ブラックボックス」との記載箇所については、AIからアウトプットされたデータが、どのような学習履歴に基づいてチューニングされたのが判らなくなるようなことは避けるべきである、との意図で記載をしております。</p>
41	<p>P16 10～14行目</p> <p>> 特に、例えば一部の医療データや教育データのように、個人情報として保護すべき度合いの高いデータ等は、データを共有・連携した相手が不当な活用をしたために、データを渡した主体の責任が問われることも起こり得る。一方、データを共有した先での利活用の実態を把握するには困難を伴うため、少なくともデータを直接共有する相手とは、予め責任の範囲を法的文書として残しておく。</p> <p>個人情報の取り扱いという厳密さが求められる場面で「困難を伴うため万全を期すことはできないが最低限の対策だけはする」というのは無責任ではないか。</p> <p>また、そのような杜撰な企業に個人情報をデータとして利用されたくはない提供者側にはデータ利用の拒否・停止といった権利が保障されていべきだと思うのですが、本資料にはそれらしい記述が一切ないのも度し難い。</p> <p>各軸の三項目にある「望ましい方向性」がいずれも理想的で、現場においては実現不可能ではないかと思う。よほど時間的・経済的・人材的に余裕があつてかつ意識の高い現場でないとは難しいが、現実にはそんな現場はほとんどないのでは。</p> <p>また全体的に記述が楽観的で、成功したケースばかり想定してはいないかという危惧がある。ある程度のリスクを認識してはいても軽視しているくらいがある。</p> <p>個人情報の不適切な使用によって実害を被るのは企業側ではなくデータを提供した（収集された）一般人側であるから、企業にはそうした事案を防止する取り組みを義務付け、かつ怠った場合には罰則を設けるべきと思う。実際に人命に被害が及んでから対策するのは遅い。</p> <p>意見： 速やかに機密・個人情報、知的財産の保護を最優先とした生成AIの法的規制を敷き、ガバナンスの再構築を行うべき。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。ご指摘の「データ利用の拒否・停止といった権利」については、「2-2.経営者が認識しておくべきこと」（2.データセキュリティ）において、「共有や連携を望まない相手にはデータへのアクセスを遮断する必要がある」と記述させていただいております。また、8ページの「経営者による説明責任」では、「データを共有・連携した際や越境等した際に、共有先の国・地域の法令に触れたために、多額の賠償金を請求されたり、企業のレピュテーションが著しく侵害されるといったリスクが高まっている」と記載しておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
42	<p>根拠： データガバナンス実装における4つの柱『4. AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針』について 罰則や抑止力たりえる対策が構築出来ていない。 特に【生成AIにおけるデータの不正取得の実態】に触れていない。 ガイドライン20ページ『4-2. 経営者が認識しておくべきこと』でも「収集された学習・利用データについては(省略)、利用するデータに起因する個人情報に関わる問題、安全保障上の重大なリスクにつながる」とあり、データの収集時点で持ち主の了承を伴っていないことを記述しない本ガイドラインは公正さに欠ける。 海外はすでに生成AIの規制に踏み切っているが日本は法の整備が進んでおらず、今後法域の違う地域と連携するのは難しい。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

43	<p>「データの収集・利活用・結果の公表や提供先での利用等に対する指針を、自社内及びステークホルダーへ周知する。」とあるが、現在の生成AIは既に多数の無断収集データが含まれており、その権利者への周知がされていない。データ提供に際し機密保持契約を結ぶ、個人情報等の保護の点が記載されているにも関わらず、（無断学習されたデータの）権利者の情報は全く保護されていない。そもそもその観点が完全に抜けている。</p> <p>企業の利益は国民の著作物を無断で奪い、国民の安心や安全を脅かした上で追及してよいものではない。</p> <p>無断学習データを大量に含む生成AIから出力したデータが他者の権利を侵害しているかどうかは完全に調べる術がないため、出力データをチェックしたところで国民の権利侵害を防ぐことはできない。</p> <p>現在の生成AIは、国民の権利を侵害し、安全を脅かすものである。国民の安全を脅かす生成AIの利活用は、国として企業に進めるべきではない。</p> <p>各国の「法令」だけでなく、多数の国が批准や加盟している条約を守るべきです。国際ルールという曖昧な記述をせず、名前を明確にすべきであり、具体的には今後徐々に施行される各国AI規制法のみならず、著作権法を制定する際を守るべきベルヌ条約や、国際連合が採択した人権宣言、児童の権利に関する条約をそれ以上に遵守すべきであり、それが機能するように法律を制定すべきです。</p> <p>日本国憲法の98条では結ばれた条約の遵守の記述があり、憲法が掲げるものを日本の国民全てが守るよう努力する事を求めています。</p> <p>一方法令とは各国が独自に定めたものであり、必ずしも国家間で批准している条約(国内の法令より優先すべき国家間の約束であり日本国憲法の第98条第2項にも法律よりも優先されるとある。)を遵守したものは限らないと認識しております。</p> <p>これに関して日本においては著作権法30条の4がベルヌ条約に違反している疑いがあるとCISACから指摘もある。もし違反が明確になった場合は条約からの脱退もありえ、海外から自国のクリエイターの作品を守ることはできません。</p> <p>これは日本国民の人権が海外から守られない状況を作り出し、国民の人生を左右する事です。</p> <p>経済を優先したい思惑や学習されない自由は不要という与党側や生成AI推進側の答弁が今年の5月の国会でなされております。しかし自国の国民が自身の著作物を自身で決めた相応の価値で他国へ売りに出せるのは、条約に批准している国の人々の作品がたとえ無記名であっても、ベルヌ条約によって著作権が守られているという、条約の前提が抜け落ちています。</p> <p>各国の法令や個人情報保護のみならずベルヌ条約やその他の条約や人権宣言を遵守したガイドラインの策定を企業に求めるべきです。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
44	<p>データの「法令」だけでなく、多数の国が批准や加盟している条約を守るべきです。国際ルールという曖昧な記述をせず、名前を明確にすべきであり、具体的には今後徐々に施行される各国AI規制法のみならず、著作権法を制定する際を守るべきベルヌ条約や、国際連合が採択した人権宣言、児童の権利に関する条約をそれ以上に遵守すべきであり、それが機能するように法律を制定すべきです。</p> <p>日本国憲法の98条では結ばれた条約の遵守の記述があり、憲法が掲げるものを日本の国民全てが守るよう努力する事を求めています。</p> <p>一方法令とは各国が独自に定めたものであり、必ずしも国家間で批准している条約(国内の法令より優先すべき国家間の約束であり日本国憲法の第98条第2項にも法律よりも優先されるとある。)を遵守したものは限らないと認識しております。</p> <p>これに関して日本においては著作権法30条の4がベルヌ条約に違反している疑いがあるとCISACから指摘もある。もし違反が明確になった場合は条約からの脱退もありえ、海外から自国のクリエイターの作品を守ることはできません。</p> <p>これは日本国民の人権が海外から守られない状況を作り出し、国民の人生を左右する事です。</p> <p>経済を優先したい思惑や学習されない自由は不要という与党側や生成AI推進側の答弁が今年の5月の国会でなされております。しかし自国の国民が自身の著作物を自身で決めた相応の価値で他国へ売りに出せるのは、条約に批准している国の人々の作品がたとえ無記名であっても、ベルヌ条約によって著作権が守られているという、条約の前提が抜け落ちています。</p> <p>各国の法令や個人情報保護のみならずベルヌ条約やその他の条約や人権宣言を遵守したガイドラインの策定を企業に求めるべきです。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
45	<p>データガバナンス・ガイドライン（案）概要について</p> <p>すでに盗用されたデータでできたデータセットの収奪元への弁償や補償が全く考えられておらず、著作権者等への加害性ばかりが高い生成AIの推奨に反対です。</p> <p>現状のデータセットには著作物や肖像、個人情報、死体やCASMなどの画像が無断で二次利用されています。透明性を確保しているAIシステムは（現状はミツライクス以外）存在しない状態です。生成AI系の企業の出発点はデータの盗難ですので、重い実刑以外では倫理なく活動し続けていることがこの2年超でわかりました事実です。企業に期待などできません。</p> <p>「サステナブルの社会の実現」という、1検索で大量の水や電力を使うものに対しての主張に呆れます。</p> <p>原発9基の記事</p> <p>【リンクは省略しております】</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
46	<p>・バブコメの募集が23日間というのは短すぎる。</p> <p>・現状、無許可の学習データなどで問題になっているAIについて「自社のノウハウに関わるデータを過度に保護することでAI化が遅れ、生産性が劣落することは経営上のリスクとなる」と情報提供を勧めるのはいかがなものか。無法地帯に自社情報を預けられるわけがないし、機密保持契約をしても外部に漏れる可能性が高い。現状を踏まえておらず現実的ではない。先に法整備を行うべき。</p> <p>・データテラシーの向上を阻むなら尚更AIの積極活用は無い。</p> <p>・DXの実現自体が目的になっているように感じる。各企業が必要に応じて行えばよいことであり、やらなくてもよいことである。</p> <p>特に何の説明も無くAIと記述で書かれていましたが、記述を読み、AIを記載されている物は生成AIと属する物という解釈を行った上での意見になります。ご了承ください。</p> <p>現在、海外では様々な生成AIへの規制や禁止法が進んでいます。そして、生成AIを利用した事によりSNS等では海外からのハッシング、ネガティブな意見、不買宣言等の企業にとってマイナス要素ばかりが目につきます。</p> <p>生成AIを利用する事は、日本の企業として海外への進出や信頼を失う行為であるだけではなく、日本自体への信頼も失う行為となります。</p> <p>また、問題視されている生成AIのデータセットへのフックボックス内の内容（児童虐待、暴力、犯罪行為による情報収集等）や生成AIが提出する情報への信頼性の無さは大きく問題となると思います。</p> <p>実際にあった事例で、生成AIを利用したせいで虐待被害に合っていた児童を見殺しにする判断を下させたのは生成AIからの情報提供と指示によるものです。</p> <p>また、生成AIを提供している企業への信頼の無さも問題です。訴訟を多く抱えていたり、そもそも海外のサービスである為にサービスの提供への継続や金銭についての問題、生成AIを利用する為に追加的にインプットさせたデータへの勝手な利用や売買も行われています。</p> <p>決して、元々優秀な技術や特許技術、データ等を持っている企業が手を出して良い事は無いと思います。</p> <p>現に既に、コンテンツ産業は大打撃を受けています。日本の知的財産は盗まれ、利用され放題です。本来得る苦だった利益はすべて失われています。</p> <p>これらを踏まえて、利用についてをご一考して頂けたら嬉しいと思います。</p>	<p>本バブコメについて、ガイドラインの内容について皆様のご意見を広く聴取する目的で実施しているものであり、法令に基づくものではありません。本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
47	<p>AIを利活用してという文章が何度が確認出来るが、そもそもそのAIというものは具体的に何を指しているのかわかりません。それがたとえファインチューニングしたものであれ基礎モデルが全て権利的にクリーンであり、国内製のものである、そしてセキュリティ的に強固なものならば出力を厳密に制限することで問題は現時点ではあまりないと思われるが、例えばその基礎モデルがChat GPTであったりDeepseek、Grokなどの権利的にクリーンではない、現在知的財産権侵害や情報漏洩などで裁判・争議の渦中のものであったり、ハルシネーションや製作者によるバイアスや不当な規制で事実とは相違のあるものが出力されたり、バックアップの仕掛けられているセキュリティ的に危険であるものであるならば、その文章のAIはリスクの塊であり、使用するべきではない。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
48	<p>AIを利活用してという文章が何度が確認出来るが、そもそもそのAIというものは具体的に何を指しているのかわかりません。それがたとえファインチューニングしたものであれ基礎モデルが全て権利的にクリーンであり、国内製のものである、そしてセキュリティ的に強固なものならば出力を厳密に制限することで問題は現時点ではあまりないと思われるが、例えばその基礎モデルがChat GPTであったりDeepseek、Grokなどの権利的にクリーンではない、現在知的財産権侵害や情報漏洩などで裁判・争議の渦中のものであったり、ハルシネーションや製作者によるバイアスや不当な規制で事実とは相違のあるものが出力されたり、バックアップの仕掛けられているセキュリティ的に危険であるものであるならば、その文章のAIはリスクの塊であり、使用するべきではない。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
49	<p>ガイドライン策定には個人情報保護の観点も入れるとはありますが、内容の具体性がなく企業が動きづらい事が想定されるので、個人や団体企業、国家が管理する個人情報を生成AIに質問しない収集させない等の具体的な方法まで求めるべきです。</p> <p>企業の生成AIのガイドラインには自社の顧客の個人情報や生成AIに取り込ませないという注意がありますが、他社が管理している個人情報を収集してはいけないという明記がなかったりします。</p> <p>例えばAという会社が、とある顧客が提供するのに同意した一部の個人情報や売買契約の内容を保存しているが、無差別かつ無許可のデータ収集によって生成AIにそれらが取り込まれてしまい、その顧客が同意や許可していない対象企業Bの社員が会社のガイドラインに明記がないからと生成AIから顧客の一部の個人情報や売買契約の内容を収集する可能性があります。</p> <p>これは国民の知られたい権利を奪う事象です。国による生成AIに対する法規制がなく、ガイドラインの行動規制が厳重でないならば国民に不利益があるのは明確である。</p> <p>しかし各企業の匙加減が違うので行動規制を明確にすべきである。</p>	<p>本ガイドラインでは、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただきます。具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
50	<p>個人情報や機微な情報の保護とあるが現在の生成AIでは保護どころか情報の漏洩に繋がりがねない。実際に学習した内容をほぼそのまま出力できた例もある。</p> <p>現状、情報の保護とは真逆の状態・性能であると考え。</p> <p>また、透明性の確保とあるがデータセットの中身を開示するなどができれば透明性の確保などできないのではないかと考える。</p> <p>現在はデータセットの開示についてのルールはない為、透明性の確保など実現できないと言えるだろう。</p> <p>このように様々な懸念点があるにも関わらず規制についての話はほとんど進んでいない。この状況で生成AIの安全な運用は難しいと考える。</p>	<p>ご指摘の内容に関しましては、22ページの「④ 検証可能性の確保（説明責任）」において、「AIシステム・サービスの開発過程、機械学習、利用時の各プロセスにおける入出力データのログを記録・保存すること」と記述させていただいております。</p> <p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
51	<p>昨今問題になっているAI問題においてその学習データの問題が取り出され続けています。</p> <p>企業によるデータ収集などジャンルや文化ごとに特化したデータを収集するという保証が見当たらず、例えば悪意ある第三者が関係のない、しかし関連づけることのできるラベルをデータにつけるとします。</p> <p>もしたらその関係のないデータが表示されるようになります。</p> <p>これは生成AIでも同じですが第三者の独善的もしくは偏見に偏った認識で入力したデータにラベリングした場合それが表示されてしまう恐れがあります。</p> <p>その監督、運用はどのようにするのでしょか？</p> <p>データ内容によっては利用者の使い方によって容易に国民の生活の安全を脅かすことができます。</p> <p>どうぞ難しい問題ですがさまざまな意見を聞き熟考していただきまますと幸いです。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、本ガイドラインは様々な企業を対象としたガイドラインであるため、AIの利活用や企業による監督、運用等については経営者がそれぞれにご判断をいただくための、データガバナンスの要諦を認識いただく事を目的としておりますが、いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
52	<p>DXはそもそも慎重に行うべきです。</p> <p>特にchat GPTを始めとした生成AIへのデータ活用は機密保持に不安が多いもので、吐き出したデータを専門家が見た場合、誤りがあることも多く</p> <p>機密情報の扱い、正確と共に不安の大きいもので、</p> <p>企業に推奨するには時期尚早です。</p> <p>また権利関係が不明瞭なことも多く</p> <p>欧米などでは生成AIを活用したことにより信頼度が下がる傾向も見られます。</p> <p>積極的な推進はまだ保留し様子を見るべきだと思います。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本ガイドラインは、「経営者によるデータガバナンスの重要性について」のパートに記載しましたとおり、日本が「諸外国に比して、我が国の企業・産業におけるデータの利活用はまた限定的」であるとの認識を踏まえて作成しております。</p>
53	<p>企業や研究機関の情報収集プロセスや、現在公開されているAI学習用のデータの収集方法は無断でスクレイピングされ無断で公開されているもので、本来公開されるべきではない研究目的のものがステークホルダーに無断で公開配布することで構成されており同意を得ていないものばかりでクリーンなデータセットとしての資源活用とは程遠いため、推進ではなく規制路線で環境を整備すべきです。</p> <p>白紙の状態からAI利活用のための明確な本人署名と同意を得たデータのみで作り上げるべきである。企業や研究機関がインターネット上で無断収集したデータセットは情報元本人でさえ流出先も膨大であり把握出来ず利活用において信用できるものではなく、またAI利用による個人情報の流出を守る手立てや罰則のある法律整備もなく、AIによる膨大な拡散と速度から情報拡散される脅威から明確にステークホルダーの人権を保護する新たな法的手段が一切用意されておらず被害を助長するものであると考えます。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
54	<p>本来DXとは、情報技術の浸透によって人々の生活を向上させるもので、あくまで手段であって目的ではない、とされているのに、AIの導入や、データの共有・利活用ばかりが強調されるのはなぜか？</p> <p>DXをお題目として、AI用の学習データの収集を正当化しようとするものではないのか。</p> <p>AIに生成AIは、著作物を無許諾で学習データとすることへの国際的な批判が高まっている。また、現状、主だった生成AIは外国製の基盤モデルを使用しており、これにデータを入力することは、重大な情報漏洩を招きかねない、やみくもにAIの導入やデータの共有・利活用を推奨するのではなく、本来のDXの理念に立ち返り、個々の企業の実情に合わせたDXの推進を可能とするガイドラインの策定をお願いしたい。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

55	<p>タの取り扱いに関するガイドライン（案）をまとめていただきありがとうございます。 借越ながら下記のとおりコメントをお送りいたしますのでご査収お願いいたします。 ＜意見提出内容＞ 1. データ戦略の明確化 ガイドライン冒頭または全体を通じて国のデータ戦略及びビジョンが示されると、民間企業がそれに基づいて適切なデータガバナンスを実施しやすくなると考えます。 2. 対象データについて 特に重要視する対象データを挙げていただき、期待される成果などが明確に記載されていると企業の取組は進みやすくなるものと考えます。 3. 営戦略とデータ戦略の連携 企業がデータガバナンスを考慮する際、その核となるのは経営ビジョン及びDX戦略（データ戦略含）であると認識しています。つまり、ガイドラインの8ページに記載されている視点を意識しながら、P7の4つの柱に取り組みることが重要であると考えられ、現行の記載ですと、P7の4つの柱のほうに焦点が当たっている印象です。4つの柱は経営ビジョン及びDX戦略（データ戦略含）という大支柱を支えられてこそ効果を発揮するものと考えますので、記述の順番または関係性の修正について検討いただけると幸いです。 4. ガイドラインへの対応ハードルについて 当ガイドライン案に沿って取り組みにあたり、企業規模・業態・予算等によっては非常にハードルが高い内容と考えられますので、優先的に取り組むべき事項等の記載が可能であると企業（特に中小企業）としても着手しやすいのではないかと考えます。 5. データガバナンスへの取り組みの発信について DX認定のチェックシートでは既に「（2）企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策(戦略)の決定」において「2-2 デジタル技術を用いたデータ活用を組み込んだものとなっているか」という項目があります。上記「4. 」のコメントを踏まえて、データガバナンスについても、チェック項目として載せる、または何らかの形で公表するなど、当該企業がデータガバナンスへ取り組んでいることの発信を促せると、企業間のデータ連携を進めやすくなるのではないかと考えます。将来的な対応としてご検討をお願いいたします。 以上</p>	<p>本ガイドラインの趣旨にご理解をいただきありがとうございます。 本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。 中小企業への浸透を含むデータガバナンスの発信など、いただいたご意見は今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
56	<p>生成AIの利活用に関し推奨する旨の記載に強く反対します。 生成AIは諸外国で開発企業に対し、学習元データの権利侵害で多くの訴訟が行われています。 また、どのようなデータがデータセットに含まれるのか開示されておらず、中には児童ポルノなど違法なものも含まれる可能性が指摘されています。 さらに、出力物には技術の構造上避けられない誤謬（いわゆるハルシネーション）が高頻度で現れます。 上記のように適法性が確認されず、透明性と正確性を著しく欠く技術を用いることは、国際社会での躍進を目指す日本の企業にとってリスクでしかありません。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
57	<p>結論から申し上げると、拙速な導入については賛同しかねる。 資料を拝見する限り、今様のAI関係が孕むリスクについて最低限の把握はしているように見える。その上で導入を急ぐのであれば、愚かしいという他ない。 『海外では、既に社会全体でデータの生成・収集・利活用等の先進事例が数多くみられる。欧州では「データ・スペース」のコンセプトの下、自社内だけでなく関係するステークホルダーや産業界、さらには国境をまたいでデータを共有・連携する取組が増加しており、例えば Gaia-X や Catena-X といった取組が、多くの企業の参加の下で推進されている。』この記述は確かに誤りではない。しかしながらその前提として、これらのAIサービスを提供する企業、ならびに技術自体の暴走や悪用を抑制するための制度を導入した上での話だ。かたや我が国はどうか。「規制による萎縮のリスク」「学習拒否は一般に認められるべきではない」などと言う始末だ。欧米諸国に遅れをとっているがゆえの焦りも含まれるのであろうが、その結果として人権後進国に逆戻りするとはなんたる皮肉、なんたる愚策か。そもそも導入を考えているであろうもの――世には『生成AI』と呼ばれる代物は、所謂AIとは異なる。より厳密に呼ぶのであれば「検査型合成エンジン」とも呼ばれる代物であり、考えてもいなければ創造もしていない。ただ紐付けされたデータに基づいてそれらしいものを繋げて出すだけだし、出鱈目も出力する。実際にその嘘を出力し紙面に掲載したばかりに、責任を問われ謝罪に追いやられたライターもいる。挙句の果てにデータ学習は無許可、言い方を変えればデータ提供元の人権をまるまる無視して作られた代物であるときた。何もアーティストばかりではない。一般家庭の家族も、児童を含む無規制ポルノやグロテスクな惨殺死体ですらデータとして無差別に取り込まれ、勝手に使用されている。こんなものを有難がって使うのは詐欺師くらいのものであろう。繰り返すがいち個人としては拙速な導入は断固反対する。世界的にも活用の道を探る動きはありつつ、強めに規制を施す方向性が強い。もし日本の主要産業を詐欺にでも鞍替えしたいのであれば、日本を国際的な欺瞞国家として位置付けたいのであれば、どうぞ好きに導入なさるがよい。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。 なお、本ガイドラインは、「経営者によるデータガバナンスの重要性について」のパートに記載しましたとおり、日本が「諸外国に比して、我が国の企業・産業におけるデータの利活用はまだ限定的」であるとの認識を踏まえて作成しております。</p>
58	<p>プリンストン大学電気コンピュータ工学科のブライアーク・ミッタル教授は、「私の知る限り、市販の大規模言語モデルにはプライバシーを保護するための強力な防御機能はありません」と述べています。AI開発企業は、これらのモデルが機密情報を学習していないと保証することができないため、個人情報の漏えいは大きなリスク 【リンクは省略しております】 という話もあり、そもそもお任せするAIは生成AI(LLM)ですよね。学習【トレーニング】以外でも様々な漏洩リスクありまた、米国アップル社でも独自のA I 活用コーディングツールをXコード向けに導入。当初は2024年中の提供を予定していたが、開発者向けの公開は実現しなかった。社内では、同社のシステムが事実ではない情報を生成する「幻覚」と呼ばれる現象を起こすほか、むしろアプリ開発を遅らせるといった不満の声がエンジニアから上がっていた 【リンクは省略しております】 ようなものなので、実際に「利活用」ができるとは思えません。もう既に著作権だけでなく各国の有料になる部分がデータとして含まれるので、(コードであれ有料の部分はあります)元々知らないことをやろうとか、判断できない人材には漏洩してはいけないもの(学習・トレーニングさせてはいけないもの)とともに回答を見て別に権利者がいる内容かの判断はつかないと思います。 その場合大きな訴訟なり賠償が発生します。またそれを頼りにすることで実際の職場で「使わないとならない」で思考停止して業務時間なり増大している人、基本のものをわざわざ使わねばでより遠回りになっている人、また着実に今まで実力のある人は端から「誤答」「誤判断やが面倒だと設定を切るものも多数おります。”</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
59	<p>3点意見があります (1) 誰が中心となり企業間の間を取り持つのかの指針が見えにくい 誰が中心となって行うのか具体的な姿が見えにくいと思います。 行政に専門の機関を作るのか、専門に行う企業をバックアップしていくのか、企業間で組合のような機関を作るのか、これらを複合的に行うのか、もう少し具体的な指針を示してほしいです。 (2) 共用するデータ、保護するデータの区分の評価を決定する仕組みが分かりにくい 各企業ごとにデータの保護・被保護を判断・区分させるといったのは差異や誤判断が生じやすく、かえって各企業に負担をかける可能性があると思います。 法律により定めるのかそれとも専用の機関を設けて判定するのか、諸外国で行われている仕組みを例示・比較しながら説明してほしい。 (3) 現時点での生成AI使用などによるデータ流出からの企業のデータ保護への信頼の低下問題 国内外問わず、生成AIへ機密データを入れてしまい流出してしまう問題が日々報道されております。 しかしながら企業の中での情報リテラシーが十分に行き渡らないため、安易に顧客データを生成AIに入れる例が後を絶ちません。 信頼のおける企業を、とありますが何ををもって信頼に足る企業と評価するのか、その仕組み、あるいは相手企業が虚偽や故意のデータ悪用をした場合の補償はどうお考えなのでしょうか？ 以上、3点の意見を述べさせていただきました。 どうかお考えいただけますよう、よろしく申し上げます。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
60	<p>さまざまなデジタルサービスを利用する消費者として非常に不安を覚えるガイドラインでした。 デジタル社会でサービスを利用するためには、消費者は個人データの提供と利用許可を規約で求められます。 個人データの提供等を拒否したい場合、小規模なサービスであれば別の類似サービスを選択することも可能ですが、代替のサービスがない場合は、やむなく個人データの提供等の規約に同意している状態です。 (例：高価な家電を購入した際、保証サービスを受けるためにはメーカーに会員登録をしなければならない) 例えば個人データの提供とその利用方法に、当初は同意していたとしても、あとから規約の変更が行われ、提供していた個人データを不本意な形で利用されることもあります。 (例：X、Facebook) 本ガイドラインはデータの利活用の推進に偏っており、個人データの保護に対する意識が低いと言わざるを得ません。 個人データを守る罰則付きの強力な法律もいまま、勝手にデータを利用することを推し進めないでください。 消費者が自分の財産を守る権利を行使できるときを大前提としてください。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

	<p>複数の意見を簡条書きにまとめています。全体の字数が多くなったので2通に分けて送信します。これは2通うちの1通目です。 資料「データガバナンスガイドライン（案）」を参照し、対象となる箇所（実際の記事）を引用しつつ意見を述べています。各意見は1000字以内です。</p> <p>「経営者によるデータガバナンスの重要性について」について</p> <p>・P.2「家電製品から自動車まで、IoT―あらゆる製品に搭載されたセンサーが収集する膨大なデータは、経済や社会が機能するために不可欠となってきている。」「このようなデジタル化に伴う経済社会の変革に対応するために、個々の製品・サービスに依存した思考から、データを分野横断的に活用することで生産性や付加価値を向上していくといった、データを起点とした戦略が求められている。そして、生成AIを始めとするAIの急速な普及と汎用化は、この方向性を不可逆のものとしていくと考えられる。」 意見：生成AIは固有の問題を多数抱えるであり、とりわけその汎用性の普及を企業用AIの導入動機と同列に捉えるのはきわめてハイリスクと言わざるをえません。導入するAIに汎用型の生成AIが混在しているのであればなおのことです。またその前に、「データを分野横断的に活用することで生産性や付加価値を向上していくといった、データを起点とした戦略が求められている。」ともありますが、AIとりわけ生成AIの導入が付加価値向上に必須であるかのような書き方は誤謬があります。AIは魔法のような超技術ではありません。また普及しているのは国産のものではなくすべて海外製品であり、我が国および国内企業はそれらを十全にコントロールできる立場になく、さらに国はそのリスクに対する具体的なある防波堤的な施策においてすでに一世代分の後れを取っています。そのような惨状も重々踏まえながらAIの導入による付加価値向上の具体的なかつ納得のいく（すなわち明瞭にサステイナブルな保証のある）実績が示されないのであれば、真にAIの有効性が肯定されたとは言えません。その判断もまたAIと生成AIを別個に考える必要があります。</p> <p>・P.3「情報セキュリティでは、機密性・完全性・可用性の三要素が代表的な観点として挙げられるが、従来はそのうち機密性、つまり権限のない第三者への漏洩防止に重点が置かれ、「外に出さないこと」を最優先とする傾向が主であった。しかしながら、上記のように特定のハードウェアやシステム・組織に対して中立的なデータの利活用を促進し、企業価値を向上するには、守るべきデータを守りながら、データを共有・連携したい相手に対しては、自社やサプライチェーン内のステークホルダー間を越えて共有・連携することを前提に、相互運用性（インタオペラビリティ）を実現しておくことが重要となる。」 意見：機密性を最優先とすることは依然かつ永劫として遵守されるべきです。顧客からの信頼を第一に考えること同義です。優先順位を下げることを推奨するかのようこの部分の文脈に修正を要求します。</p> <p>・P.5「AI等の先端技術は、企業に飛躍的な価値をもたらすことが期待される一方で、これらの技術はまだ発展途上であり、今後急速に進化していくことが予測されるため、その取扱いに関しては従前の十分な検討と、運用中においても、逐次対応方法の見直しを図ることが適当であると考えられる。」 意見1：「AI等の先端技術は、企業に飛躍的な価値をもたらすことが期待される」とありますが、根拠薄弱で空想的です。「企業」という主語ではあらゆる業種ないし事業に適用可能であるかのような論調であり、現実的に検証を伴えるはずもなく、軽薄かつ無責任です。 意見2：「AI等の先端技術」が「今後急速に進化していくことが予測され」、「運用中においても、逐次対応方法の見直しを図ることが適当」とありますが、その「急速な進化」について具体的な予測を示すことができますでしょうか？予測もつかない方向に「進化」していく可能性のある技術について「逐次」適応しつつ運用していくのは適応のためのコストやリスクの見通しが立たないこと同義であり、そのような技術導入を推し進めるのは軽薄かつ無責任、端的に闇雲と言わざるをえません。企業によっては運用コストの予期せぬ増大やそれが無尽蔵となることによる致命的な経営圧迫すら起こります。サブスクリプションサービスの価格設定や規約の流動性はサービス提供側の事業者の一方的な制御権が強いものです。加えて、場合によってはDXは引き返せなくなるリスクをはらむものであり、闇雲に行わず実地的な必要に応じて社の判断で行うべきものを国家全体主義的に奨励・促進しようとするのは奇妙と言わざるをえません。</p> <p>・P.5-6「課題への対応は、我が国を含む関係国や地域における法令の遵守を大前提として、データの取り扱いに対する顧客・取引先をはじめとする様々な主体への説明責任の観点からも、今後ますます求められていく。」 意見：支持すると同時に、自国もとい政府が積極的に有効的な範を示すことを期待します。</p> <p>「経営者に求められる視点」について</p> <p>・P.8「経営者による説明責任」の小項目：「しかしながら、企業経営においてデータの利活用を進める中では、収集したデータに誤情報や個人情報が含まれていたり、ステークホルダーとデータを共有・連携した際や越境等した際に、共有先の国・地域の法令に触れたために、多額の賠償金を請求されたり、企業のレピュテーションが著しく侵害されるといったリスクが高まっている。」「したがって万が一のインシデントが発生した際には、事象の正確な把握に基づく最大のインパクトを予測し、国内外のステークホルダーや社会に対して、経営者が説明責任を果たすことが極めて重要となる。」 意見：現在のデータ利活用に係る法律の整備状況を鑑み、インシデントの発生は「万が一」とは言えず、極めて起こりやすいものと言わざるをえません。経営者に責任を転嫁せず、国が率先してハードローを整備することで、発生したインシデントに対し法的の下に整然かつ公正な措置を取れるようになることを強く求めます。とりわけ知財や特許といった個人・企業間わない資産の保全などでは既存法では不十分です。</p> <p>・P.10「企業文化への定着と人材の育成」の小項目：「変化する国内外の法令や国際ルールの調査や、破壊的イノベーションをもたらす可能性のある最新技術に対する感度を上げるための、人材育成、専門性の高い組織の編成、外部組織や有識者の活用も重要となる。」 意見：支持すると同時に、自国もとい政府が積極的に有効的な範を示すことを期待します。</p> <p>「1. 越境データの現実に即した業務プロセス」について</p> <p>・P.12「1-2. 経営者が認識しておくべきこと」 「データの越境移転等におけるリスクは、当該国や地域、国際ルール等による一方的な規制導入によっても変動する。自社の海外拠点とのデータの共有・連携においても、双方のデータ共有・連携における現在及び近未来のリスクを念頭に置き、対応を進める必要がある。」「近未来のリスク予測においては、当該国及び地域以外の動向にも、常に注意を払う必要がある。」「データを共有・連携する海外のステークホルダーにおいても、当該国や地域におけるデータローカライゼーションの導入や、異なる商慣習による目的外へのデータ利活用や漏洩等、業務プロセスを策定した段階では完全には予測できないリスクが生じる可能性がある。」 意見：データ利活用を主眼とした企業のDXを国家として奨励するには、「一方的な規制導入」や「予測できないリスクが生じる可能性」といった危機予測もできているにもかかわらず、率先して国家が国内企業を保護し海外との軋轢に対する防波堤のような役目を果たそうとする姿勢が見受けられないのは端的に無責任ではないでしょうか。少なくともここで説かれているリスクを顧みれば、この案に沿ったDXやデータ利活用推進は実損害を無視して経営できるほどのごく限られた大企業、あるいは経営倫理を欠く不良企業にしか実行不可能に思われます。また実損害を無視しても美益の保証が空想的であれば、プラスマイナスの合算において事業にとってマイナスとなりえるため、実際的に飛びつのは不良企業のみか、利別のプロモーションのみとなるでしょう。少なくともサステイナブルと言える見込みはありません。</p> <p>・P.13「1-3. 望ましい方向性」 「一方でデータの共有・連携の真の目的は、DX・企業価値の向上にあることから、柔軟で拡張性の高い基盤(プラットフォーム)やツールを実装することで、データの相互運用性を確保し続けながら、そこから生じる業務プロセスやガバナンスの複雑さに起因するリスクへの対応策を探っている。」 意見：業務効率化による生産性向上を旨とするDXを奨励しながら業務プロセスやガバナンスの複雑化を肯定し、個々に対応を望むのは矛盾していませんか？非常に軽薄で無責任なダブルスタンダードであり、生産性向上の手段としてのDXではなくDX（データの共有・連携の推進）そのものが目的であるかのようにも思えます。</p> <p>「2. データセキュリティ」について</p> <p>・P.15「2-3. 望ましい方向性」 「データの生成・転送・処理・可視化・連携・保管・消去といったライフサイクルを踏まえ、法域を越境することによって生じるリスクや、それぞれの段階においてステークホルダーに起因する潜在的なリスクを把握し、それらに対処するための方針を策定している。」 意見：支持すると同時に、自国もとい政府が積極的に有効的な範を示すことを期待します。</p> <p>・P.15「2-3. 望ましい方向性」 「取得したデータに関しては、その利活用をデータの作成主体によって認められた範囲にとどめ、データ利用の正当性を守らなくてはならない。特に個人情報に関わるデータを扱う場合には、細心の注意が必要となる。このため、例えばデータの利活用が人を介さず、ソフトウェアやシステムによって自動的に行われる場合には、AI等を用いて、個人情報やバイアスの掛かったデータ等を分析し、削除したり匿名化するなどの、適切な処理を行う仕組みを導入している。」 意見：先にP.2でAIと生成AIを混同する記述が見られていますが、そのために注意して扱うべきデータを生成AIに読み込ませることを推奨しているように見えます。こと汎用生成AIに読み込ませたデータは回収が困難な場合が多く、削除すべきデータを削除するために削除できない場所に送信するという意味不明な行動を奨励しているか見えます。分析に用いるAIについてまず十分に精査すること、汎用の生成AIがそれに適さないことを同時に説くべきです。</p> <p>・P.15「2-3. 望ましい方向性」 「取得するデータに対しては、その完全性に注意を払う必要があるため、データが信頼できる出所から発生し、改ざんや漏洩が無いこと、また、データを生成・発信した主体が偽装されていないことなどを担保している。データを利活用する際には、契約や明文化したルールによってデータの完全性を担保し、保証できないデータは利用しないか、少なくともその完全性を前提とした組織内での利活用に留め、第三者への共有・連携は行わないようにしている。」 意見：理想的ではありますが、現状ではほぼ不可能です。罰則付きハードローがないために、データの「改ざんや漏洩」、「データを生成・発信した主体」の「偽装」、「データの完全性」が損なわれることやその隠蔽を十分には抑止できず、データの「信頼できる出所」は実質的に存在しないと言えます。自身の信用においても、罰則付きハードローの遵守が謳えない状況下では得ることができません。</p> <p>・P.15「2-3. 望ましい方向性」 「データの利用期間がその生成主体によって定められていたり、永く保管していたりすることによって、データの生成主体や第三者にリスクが生じ得るデータに関しては、確実に廃棄している。」 意見：「確実に」遂行していると対外的信頼を得るには、遵守を謳うことのできる罰則付きハードローが必須です。優良企業であるとの自称で信頼を得ることは不可能です。これは連携するステークホルダーに対しても相互に同様であり、偽装や隠蔽を満足に抑止できない状況下ではリスクが過大であるため、その対応コストと鑑み、この施策で奨励されているようなDXは見送らざるをえません。</p> <p>以上になります。これは2通に分けて送信したうちの1通目です。ご確認よろしくお願致します。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。また、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただきます。</p> <p>また、本ガイドラインは、「経営者によるデータガバナンスの重要性について」のパートに記載しましたとおり、日本が「諸外国に比して、我が国の企業・産業におけるデータの利活用はまだ限定的」であるとの認識を踏まえて作成しており、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
--	--	--

62	<p>アメリカの著作権局による「著作権とAI」の報告書第3部にて、「生成AI学習での著作物データの無断使用はフェアユースではない可能性がある」とする見解が示されていたり、生成AIによるディープフェイク等の人権侵害や詐欺犯罪が実際に発生・横行している事実から、生成AIを使用すべきではないと思います。企業活動において他者の人権侵害や犯罪等の被害を防止することが大前提であることを再確認いただきたいと思います。データを利活用する以前に、コンプライアンスや企業の社会的責任が果たせるよう、徹底周知を行っていただければと思います。</p>	<p>本ガイドラインでは、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。ご指摘いただいた点に関しましては、今後とも周知に努めてまいります。</p>
63	<p>社内の大切な情報をもっと慎重に守って扱っていくべきです。ブラックボックスにならないようにと記載がありましたがすでに生成AIはブラックボックスであるのに使用するのは危険です。どんなAIを使っているのか、何を学習させて、何に使うのか、もっとはっきりと明記して行くべきだと思います。日本だけでなく国外の方にも迷惑がかかることだと思うので考え直した方が良い案だと感じました。AIに頼りすぎです。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありません。また、ご指摘の「ブラックボックス」との記載箇所については、AIからアウトプットされたデータが、どのような学習履歴に基づいてチューニングされたのが判らなくなるようなことは避けるべきである、との意図で記載をしております。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
64	<p>現時点で個人情報の漏洩が頻繁に起きているのに、企業間でデータを共有してしまうと今よりもリスクが大きくなる恐れがあるためこのようなデータ共有・連携をデジタル庁が推奨するべきではないと考えます。また、生成AIは現在様々な問題を抱えており、生成AIを利用した犯罪も増えています。そのような信頼性の低い技術を何も規制せずに利活用を推し進めようとするのは間違っています。</p>	<p>本ガイドラインでは、国内の個人情報保護法をはじめ、データを共有・連携する相手の企業や組織が属する法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
65	<p>企業の経営者にもAIが進化するために半導体やGPUの高度化やアルゴリズムの進化に伴うさらなる改変、計算能力の向上のような事を国からも経営者に推進させるべきです。輸入する製品、特に中国製はバックドアが仕掛けられている、とも何かで見たのでセキュリティ対策は万全にさせるべきです。バックドアがあると個人情報流出や乗っ取りなど危険な事になりかねません。ハード、ソフト両面のセキュリティ対策を強くすべきです。官がそこら辺は厳重に管轄をして官民共同でAIそしてハイテク技術をどんどん進化させて下さい。</p>	<p>国内の個人情報保護法をはじめとして、データを共有・連携する企業の当該法域において、随時改訂されるものも含め法令を遵守することは大前提であり、その上でデータの利活用を推進していくことが重要であるとさせていただいております。なお、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

66	<p>複数の意見を箇条書きにまとめています。全体の字数が多くなったので2通に分けて送信します。これは2通うちの2通目です。1通目の受付番号は「290504181674902671」です。</p> <p>資料「データガバナンスガイドライン（案）」を参照し、対象となる箇所（実際の文章）を引用しつつ意見を述べています。各意見は1000字以内です。</p> <p>「4. AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針」について</p> <p>・P. 20「4-1. 基本となる考え方」</p> <p>「AI等の先端技術を利用する際には、技術の力を最大限に活かしつつ、社会や個人への悪影響を最小限に抑えるために、利活用するデータに関連する国内外の法令、サイバーセキュリティやデータセキュリティに関するガイドライン等に従って方針を定め、データの収集、利活用、結果の公表や第三者への提供、更には提供先での利用に対する指針を策定し、自社内及びステークホルダーへの周知徹底を図る。」</p> <p>意見：データ利活用、とりわけAI利活用に関連する国内の法令ですが、罰則がないため十分な整備がされている状況とは言えず、したがってステークホルダー、とりわけデータ提供元に対する周知や説明責任を満足に果たすことができません。倫理的な問題が起きたときの責任の所在や賠償の保証を提示することができないためです。海外ではすでに始まっていますが、国内でもハードローによる責任管理の後ろ盾を求めます。それがなくならぬ自己責任的なDXを強制的に奨励される筋合いはありません。</p> <p>・P. 20「4-1. 基本となる考え方」</p> <p>「AIは現在も進化途上にあり、AIモデルや組み込まれるアルゴリズムを含むAIシステムが今後も急激に変化していくため、利用するデータに関わる上記各現場における行動指針を策定し、随時見直しを図る。」</p> <p>意見：P. 5「AI等の先端技術は、企業に飛躍的な価値をもたらすことが期待される一方で～」について述べたのと同様、AIの「進化」とそれへの適応のためのコストにも見通しが立たないのに全業種的なDX推奨に巻きこまれるのはまったく理に合いません。技術とリスクの評価以前の問題です。</p> <p>・P. 20「4-2. 経営者が認識しておくべきこと」</p> <p>「AI等の先端技術は、今後の急激な進化により、自社に飛躍的な価値をもたらすことが期待される。」</p> <p>意見：まったく荒唐無稽、根拠薄弱です。空想的で闇雲な全業種的なDX推奨に巻きこまれるのは迷惑です。</p> <p>・P. 20「4-2. 経営者が認識しておくべきこと」</p> <p>「収集された学習・利用データについては、データ処理のプロセスが「ブラックボックス」と言われることが多く、利用するデータに起因する個人情報に関わる問題、さらには安全保障上の重大なリスクにつながる可能性がある。」</p> <p>意見：AIにおけるデータ処理プロセスがブラックボックスであることがそう「言われることが多く」というのは事実誤認であり悪質な矮小化です。ブラックボックス問題はあらゆるAIにおいて技術的に回避不可能な事象です。データ処理のプロセスが解明不可能であるため、出力において問題があった場合にプロセスの段階で解決することができません。当然ですが、学習・利用データに着目すれば解決する問題でもありません。料理に喩えれば工程がブラックボックスとなるのがAIの問題点であり、どんな材料だろうと火加減によって発生した問題は火加減を見なければ根本的解決もフィードバックもログの保持もできないということになります。この部分が理解できている企業やその経営者らとこのガイドライン案は永久に噛み合わないのではないのでしょうか。担当部署の無知も露呈することとなり、政府そのものへの不信任ともなります。</p> <p>・P. 21「4-2. 経営者が認識しておくべきこと」</p> <p>「自社のノウハウに関わるデータを過度に保護することでAI化が遅れ、生産性が劣後することは経営上のリスクとなる。」</p> <p>意見：「AI化が遅れることで業種や事業を問わず確実に生産性が劣後するかのよう書きがされていますが、エビデンスを示すことができますか？空想的に見える以前にこれではAI化・AI利活用の促進ではなく国家による脅迫です。DXは実地的な必要に応じて個社の判断で行うべきものであり、このように強制的に外部から求められるべきではありません。このような態度は担当部署だけでなく政府そのものへの不信任にも至ります。</p> <p>・P. 21「4-3. 望ましい方向性」</p> <p>「チューニングされたAIが自社にとって「ブラックボックス」とならない様に、学習に用いたデータとともに、何故そのデータを使ったのかといった判断理由等の情報を、資料として自社内でも管理している。」</p> <p>意見：P. 20「収集された学習・利用データについては、データ処理のプロセスが「ブラックボックス」と言われることが多く、利用するデータに起因する個人情報に関わる問題、さらには安全保障上の重大なリスクにつながる可能性がある。」についての意見でも述べた通り、AIのブラックボックス問題はデータ処理のプロセスの部分に係る、技術的に回避不可能な問題です。学習・利用データに着目すれば解決するというは重大な事実誤認であり、またそうであるかのように政府文書によって喧伝することは社会に混乱をもたらし、企業にとっては正常なDXのリスク評価を阻害する無用な不利益となります。厳しいようですが、このような技術理解度でAIの利活用を推進するのは非現実的で不誠意ではないでしょうか。</p> <p>・P. 22「4-3. 望ましい方向性」</p> <p>「AI等の先端技術の利活用における、個人情報の扱いに対するポリシーの策定・公表等を行うことにより、データに含まれる個人情報が保護されるよう、その重要性に応じた対応を図る。」</p> <p>意見：支持すると同時に、自国もとい政府が積極的に有効的な範を示すことを期待します。罰則付きのハードローを策定していただくことで、その遵守を謳えるようになります。優良企業の自称では顧客の信頼を得ることはできず、リスクのみを負うこととなり、その対応コストと鑑みるにAI化を主眼としたDXは見送らざるをえません。</p> <p>・P. 22「4-3. 望ましい方向性」</p> <p>「3 関連するステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）」</p> <p>意見：この「ステークホルダー」には、データを提供した企業や団体、個人等は想定されているのでしょうか。また、「データ収集及び個人情報の削除方法等の手法」について「情報の提供及び説明を行えるようになります。企業側が自由に嘘をつける状態では顧客の信頼を得ることはできず、説得力不足に起因するリスクのみを負うこととなり、その対応コストと鑑みるにAI化を主眼としたDXは見送らざるをえません。</p> <p>・P. 22「4-3. 望ましい方向性」</p> <p>「4 検証可能性の確保（説明責任）」</p> <p>「AIや入出力データに起因する社会的問題や個人情報に関わる問題等が発生した場合の説明責任を果たすために、データ量およびデータ内容に照らした合理的な範囲で、AIシステム・サービスの開発過程、機械学習、利用時の各プロセスにおける入出力データのログを記録・保存すること。」</p> <p>意見：このログ保持に関して罰則付きのハードローを策定していただくことで、その遵守を謳えるようになります。企業側が自由に嘘をつける状態では顧客の信頼を得ることはできず、説得力不足に起因するリスクのみを負うこととなり、その対応コストと鑑みるにAI化を主眼としたDXは見送らざるをえません。</p> <p>・P. 23「4-3. 望ましい方向性」</p> <p>「特にAIを利活用する現場では、その目的や利用するデータの範囲が予め明確にできなかったり、利用中に連続的に変化することがある。」</p> <p>意見：データの利活用範囲を予め明確にせず、また連続的な予測できない余地を残したままでは顧客の信頼を得ることはできず、AI化を主眼としたDXは見送らざるをえません。</p> <p>・P. 23</p> <p>「セルフコントロール」</p> <p>意見：「セルフコントロール」の誤記ではないでしょうか。このパブリックコメントの受けつけ日数が30日未満であることも含め、アジャイルな政治進行のためには様々な都合をきかせる必要がある事情も多々あるのですが、重要な資料・文書の完成度も損なうほどの余裕のなさは政府や政策の信認度に関わると思います。</p> <p>「データガバナンス公表の先に向けて」について</p> <p>・P. 24「全社的なデータテラシーの向上」</p> <p>「日本の強みである現場の創意工夫が、データの利活用上でも実現できるように、データ関連の技術教育にとどまらず、企業価値の向上の為のデータの重要性とリスクといった、データテラシー教育が重要である。」</p> <p>意見：罰則付きのハードローを策定していただき、その遵守を謳うことで初めて現場のデータテラシー教育を適正に行えていることを顧客やステークホルダー等、対外的に説得力を持って示すことができます。対外的な信用が保障されていることで現場は安心し、創意工夫に注力することができます。しかしながら現状、我が国においてデータ利活用のためのデータ収集は無法状態でデータの略取搾取の横行を食い止められておりませんので、AIを導入した現場は海外を含めた世間から後ろ指を差される心配や心労と戦わざるを得ず、創意工夫に満足に注力することができません。海外の法整備に後れを取るところか、未管理著作物裁定制度のようなヘルム条約違反疑いの制度などが元で海外ステークホルダーの反感を買っている状況では、海外展開の足かせとさえなります。よってAI化を主眼としたDXは見送らざるをえません。</p> <p>・P. 25「データの共有促進によるサステナブルな社会の実現へ」</p> <p>「データが企業内に滞留し利活用されないことは、企業や産業の課題にとどまらず、社会全体の非効率化や不便さに繋がる事例も現れている。こうした社会課題については、企業が事業を展開する地域その他企業や組織・団体等と、より積極的にデータの共有・連携を行うことで、社会コストの低減や生活環境の改善に資するとともに、自社事業のステークホルダーの満足度の向上にもつながるといった効果が期待できる。」</p> <p>意見：データを「企業内に滞留」させているのはそうすることが最適解であるという企業判断に基づくものであり、一概に社会的課題として糾弾されることは非常に遺憾です。非効率や不便さの解消は必ずしも最優先事項ではなく、情報倫理や顧客からの信頼等、天秤にかけるべきものは多々あります。そもそも依然かつ永劫としてデータの機密性の考慮は全業種的に最優先事項です。「積極的にデータの共有・連携を行うことで、社会コストの低減や生活環境の改善に資するとともに、自社事業のステークホルダーの満足度の向上にもつながるといった効果が期待できる」と国家が全業種全事業的に説くのは根拠薄弱で空想的、もとい、AI技術に対する過大評価、誇大妄想的であり、軽薄かつ無責任で闇雲な施策と言わざるをえません。</p> <p>・P. 25「データの共有促進によるサステナブルな社会の実現へ」</p> <p>「データ連携・共有は経済社会全般にとっても有意義なものであり」</p> <p>意見：根拠薄弱で空想的であり、AI技術等に対する過大評価、誇大妄想がうかがえ、軽薄かつ無責任で闇雲と言わざるをえません。繊細で複雑な企業経営や経済社会に対して「全般」という文言を断言的に用いることに不信を抱きます。</p> <p>・P. 25「データの共有促進によるサステナブルな社会の実現へ」</p> <p>「人口減少・少子高齢化が進む我が国においては、需要密度の低下により、これまで競争領域とされてきた事業においてもその収益性が低下する事態が生じている。こうした環境変化を踏まえ、これまで自社の組織内に保有してきたデータを協調領域として切り出し、他社や社会と共有・連携することで、限られた経営資源をより収益性の高いドメインに投資していくことが求められる。」</p> <p>「このような企業の取組が、持続可能性と強靱性を備え、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会としてのSociety5. 0の実現につながるものと考える。」</p> <p>意見：「需要密度の低下」と「収益性の低下」を解決する方法が「データの共有促進」であり、投資的行為として有効であるという論調に十分な根拠がないように思われます。「持続可能性と強靱性を備え、経済発展と社会的課題の解決を両立する」も同様です。資料のここまでの内容からは曖昧で先行き不透明なリスクへの危惧のみが明瞭であり、罰則付きハードロー等による誠実な企業活動の後ろ盾を用意する姿勢も見えてきません。このように浅慮浅薄な奨励は極めて前時代的な全体主義であり、この案に則ったDXのような社内改革は見送らざるをえません。</p> <p>・P. 25「データの共有促進によるサステナブルな社会の実現へ」</p> <p>「このような企業の取組が、持続可能性と強靱性を備え、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会としてのSociety5. 0の実現につながるものと考える。」</p> <p>意見：人間中心ではなくデータ中心の社会を目指しているように見えます。ステークホルダーに自身が生み出すデータ以上の価値を保証できるかどうかを考えていますか？ここで奨励されているDXやAI化に沿った改革のできる企業以外を切り捨てていだけの施策ではないでしょうか。</p> <p>以上になります。これは2通に分けて送信しうちの2通目です。ご確認よろしくお願致します。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>以下ご意見をいただきました幾つかの内容に関し、当庁の理解を記述させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・オープンソースで内部アルゴリズムや学習コード、モデル重みなどが公開された生成AIは現在でも種々あり（例：LLaMa 3、Mistral / Mixtral、Stable Diffusion など）、AIの性能が学習データによるチューニングに大きく左右されることを考えると、AIのオープン化は今後も増える傾向にあると考ます。企業の判断により、そのようなオープンAIの採用や、クラウド環境での運用は今後も増える傾向にあると考えます。・ご指摘の「ブラックボックス」との記載箇所については、AIからアウトプットされたデータが、どのような学習履歴に基づいてチューニングされたのが判らなくなるようなことは避けるべきである、との意図で記載をしております。・本ガイドラインにおける「ステークホルダー」とは、2ページの脚注に記述したように、「企業経営をするうえで、直接的または間接的に影響を受ける利害関係者を指しており、当該企業の商品・サービスを直接的又は間接的に購入する顧客や消費者、さらに保有データに関係する個人等が含まれるものとしている。」と定義させていただいております。・「特にAIを利活用する現場では、その目的や利用するデータの範囲が予め明確にできなかったり、利用中に連続的に変化することがある。」との記述の例としては、企業内で自部門内にあるデータをAIで分析することで何らかの解を得ようとした担当者が、その結果から得られた気づきから他部門のデータの権利を越えて解析したり、オープンネット上に開示されている同様な企業のデータを利用してしまふような、今後考えられる特殊なケースを意図しております。・「需要密度の低下により、これまで競争領域とされてきた事業においてもその収益性が低下する事態が生じている。」と記述させていただいた意図は、例えば、従来は先行顧客で確立したオープレミスのシステムを他の顧客に横展開して行く事によって、開発工数の効率化等により十分な利益が得られていたものが、需要密度が見込めないサービスに対しては、複数の顧客への協調サービスとしてクラウドで提供する方が、利用者も提供者も採算性が向上することを指しています。 <p>なお、ご指摘いただいた「セルフコントロール」は、「コントロール」へ修正させていただきます。ご指摘に感謝申し上げます。</p>
----	---	--

67	<p>データの共有、連携に関しては概ね同意できるのですが、一方で生成AIのような「逐次対応の見直しが必要な発展途上の技術」を急速に取り入れる必要があるのか疑問に思います。</p> <p>4-3 3 関連するステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）に挙げられたものは一見誠実な内容に見えるのですが、そもそも現在世の中に出回っている生成AIの基盤モデルのほとんどが著作権者の同意を得ていないデータから作られたものばかりで、国内外問わず問題の周知が進んでおり、この部分の透明性を明らかにした所で批判は避けられません。</p> <p>発展途上を言い訳に、問題があると知りながらAIを取り入れるのではなく、悪用されない法整備と提供に同意を得たデータだけで作られたクリーンなAIの製作こそ先に進めるべきだと考えます。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
68	<p>ベルヌ条約破って著作権侵害することを前提に話を進めないで下さい。</p> <p>世界各国で大量の窃盗に対する訴訟・ストライキが相次いでいるのになぜ目を逸らすのですか。</p> <p>人権侵害をしなければ成り立たない技術など進めるべきではありません。</p> <p>そして現時点で日本が規制をしないせいで日本の著作物だけが食い荒らされて他国にまで食いつぶされ始めています。日本が守らないせいで、どう責任を取るおつもりですか。</p> <p>そもそも著作物の他にも個人情報など、絶対に売り渡すべきではないデータを大量に読み込ませているせいで今までは起き得なかった犯罪が多発しています。</p> <p>これからも悪化の一途を辿るでしょう。</p> <p>それに対する対策を考える前にまず規制しなければなりません。</p> <p>水が大量に溢れ出ているのに、蛇口も閉めずに対策を対策を、と口だけ唱えて何もせずに</p> <p>それよりこれの活用法って言うてる人がいたら頭がおかしいと思うでしょう？</p> <p>まず蛇口閉めてからですよその話は。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
69	<p>本来DXとは、情報技術の浸透によって人々の生活を向上させるもので、あくまで手段であって目的ではない、とされているのに、AIの導入や、データの共有・利活用ばかりが強調されるのはなぜか？</p> <p>DXをお題目として、AI用の学習データの収集を正当化しようとするものではないのか。</p> <p>AIことに生成AIは、著作物を無許諾で学習データとすることへの国際的な批判が高まっている。また、現状、主だった生成AIは外国製の基盤モデルを使用しており、これにデータを入力することは、重大な情報漏洩を招きかねない。</p> <p>やみくもにAIの導入やデータの共有・利活用を推奨するのではなく、本来のDXの理念に立ち返り、個々の企業の実情に合わせたDXの推進を可能とするガイドラインの策定をお願いしたい。</p> <p>また、「サステナブル」「社会的コストの制限」と言いながら、やっていることは「著作権を無視したネットデータの盗作」になっている現状を強く認識していただきたい。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるとの認識の下で作成しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、DXガイドラインに関しましては、経済産業省の「デジタルガバナンス・コード3.0」を参照いただき、AIの利活用に関しては、総務省・経済産業省から「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」が公開されており、デジタル庁からは「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」を公開していますので、併せてご参照をいただければ幸いです。</p>
70	<p>現在、生成AI技術が世間に公開されディープフェイク、ハルシネーションが蔓延し、自覚無自覚問わず人権が脅かされている状況である。真っ当に運用できる救済措置や対策を打ち出せない我が国がAIの利活用をしたとしても、得体の知れない恩恵より情報漏洩や人権侵害などの不安が圧倒的に勝る。</p> <p>現在の生成AIを利用して待ち受けるのは日本及び文化の発展、向上ではなく文化の衰退だと思ふ。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
71	<p>今の日本で生成AIによる実践を優先し、データの悪用に対処法整備と他国と危険意識のズレを補正しないままAIを浅学のまま用いようとするのは、浅い理解のままデータ搾取される状況を生み出すだけでしょう。</p> <p>ChatGPTを利用する際、13歳以上であることを失念し学校で利用しようとしたというニュースがあったのですから、企業での扱いでも誤った使い方をする人間がいないとは断言出来ません。</p> <p>故にSociety5.0を実現する為というならば、推進活用をする以前に教育リテラシーの項目にあるAIに関わる者が、AIの理解及び社会的に正しい利用ができる知識リテラシー倫理感を持つために、必要な教育をおこなうこと、をいっぺんに大衆の常識として職場での勉強会を開く等で正しく周知し、AIに一切切任せではなく、責任を負う人間を補助する事に重点を置いたAIの土台整地から始めるべきです。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
72	<p>「オンボーディング」の「4つの柱」の4に記載される以下の部分にあまりに無責任な机上の空論があります。</p> <p>「AI開発事業者がデータを提供する際は、機密保持契約等を結んでおく」機密保持契約をしていない企業が無断でデータを持っていただろうとするのか。</p> <p>先日ディスコードの過去約10年のデータがスクレイピングされることが発覚しております。このような事態に全く対応できてません。</p> <p>「ステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）」透明性を確保しているAIシステムがどこにあるのでしょうか。</p> <p>Googleでさえ情報開示を拒否しています。</p> <p>「検証可能性の確保（説明責任）」システムは海外のものにおんぶにだっこの状態であるし、ユーザーにおいてもトラブルが起きた時に他に責任転嫁しようとする現在の状況で何を言ってるのでしょうか。</p> <p>以上よりDXにAIを用いるのは破滅を迎えたいしか思えません。</p> <p>人間の手によって行うのは当人の責任が当人の生活に直結することで信頼性が生まれるからです。</p> <p>責任を蔑ろにしてもなんら痛みを感じることがないAIに任せるのは社会の基盤である信頼・信用を放棄することに他なりません。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。また、AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

73	<p>■まず最初に。 我々、一般の国民におきましては、当然公職員と違って、今回のように無償かつ半ば強引に意見が求められております。いわゆる『「公職員への飯のタネ」を生む為、無意味に鞭打たれているのが、我々国民である』という現実を忘れて下さい。 安易な法改正からのパブリック・コメント公募へ、当たり前のように駆り出される此方としましては、特に何の利得も無いところへも、困窮する現状が改善へと至らなければ、「大事な時間を意味なく失っただけ」という惨憺たる結果しか残りません。 行政側によって冗長にまとめられたpdf資料の、間違った提言とつひつひに、「それは違います」と訂正を入れ、「行政による強制的な執行には、一般の国民も困っています」と、また指摘を重ねねばならぬのは、二重の手間（無駄）であり、非生産的な愚かしい行為に他なりません。 それ故、行政による安易な法改正や意見募集（パブコメ公募）の乱発は控えますよう、切に、切にお願い申し上げます。 ■さて、無断生成AIに関する問題について、初めのうちに挙げて頂きます。 『生成AI』が最初に使用された時点から存在する、無断盗用・不正加工による『データセット汚染』は、もはや不可逆なものであり、改修は絶対に不可能です。しかしながら、海外を始め特に日本国内において早急に改善されるべき「二つの不正ロタリング行為」は存在します。これらは、「著作権者に対し、不正かつ無断で収集されたネット・書籍上データへの剽窃や、正当にあるべき著作権者収益からの不正搾取（ロタリング1）」「AIスタートアップ企業への補助金や、AI関連企業・NPO法人への天下り維持費へ、国民から徴収された税金を不正に投入（ロタリング2）」であり、この二つは当然、犯罪行為に他なりません。 ■以降は、デジタル庁資料内の、特に無断生成AIの問題点（誤った認識や提言）に対し、訂正意見を述べて頂くものです。 』『デジタル化に伴う経済社会の変革に対応するため、個々の製品・サービスに依存した思考から、データを分野横断的に活用することで生産性や付加価値を向上していく』といった、データを起点とした戦略が求められている。そして、生成AIを始めとするAIの急速な普及と汎用化は、この方向性を不可逆のものとしていくと考えられる。海外では、既に社会全体でデータの生成・収集・利活用等の先進事例が数多くみられる。』『「諸外国に比して、我が国の企業・産業におけるデータの利活用はまだ限定的との指摘が多く聞かれる。』 ■これらの指摘は、見間違いや逆説を述べたものであり、完全な間違いです。 米のメタ社やxAI社・OpenAI社、日本のソフトバンク、中国主導を始めとする、生成AIに対する執拗な投機は、もはや捨て鉢の様相と化しており、不正行為への世界的反発や、その実用性への疑問視からも、急速な下火へと進んでいます。 特に、ChatGPTを擁するOpenAI社の「営利企業への転換を断念した」というニュースは、多くの人々から「至極当然の流れ」と受け止められています。 『データの生成・収集・利活用』についても、そもそも『データ』とは、ネット・書籍等から無断かつ不正に盗用してきた、「本来、制作者・著作権者に権利が存在するデータ」ではありませんか？ 国の省庁が、窃盗行為の推奨をことさら吹聴するとは、一体どういふつもりなのでしょう？ 『データを起点とした戦略』『生成AIを始めとするAIの急速な普及と汎用化は、この方向性を不可逆のものとしていく』という、生成AIへの過剰なる期待も、度が過ぎます。 』『医療・金融・教育・産業の分野における、社会起点のデータ共有、個人起点のデータ共有、産業分野別のデータ利活用、官民でのデータ利活用、アーキテクチャ・システム等の論点について検討が進められている。』 』『元来データは、特定のハードウェア等に縛られることなく、システムや組織に対して中立性を持ち、求められる規範等に則って適切に扱われることによって、自由に流通・利活用され、付加価値を創造することが可能となる。』 』『情報セキュリティでは、機密性・完全性・可用性の三要素が代表的な観点として挙げられるが、従来はそのうち機密性、つまり権限のない第三者への漏洩防止に重点が置かれ、「外に出さないこと」を最優先とする傾向が主であった。しかしながら、上記のように特定のハードウェアやシステム・組織に対して中立的なデータの利活用を促進し、企業価値を向上するには、守るべきデータを守りながら、データを共有・連携したい相手に対しては、自社やサプライチェーン内のステークホルダー間を越えて共有・連携することを前提に、相互運用性（インタオペラビリティ）を実現しておくことが重要となる。』 』『データを他社に提供することへのリスクやデメリットへの意識が強くなり、データを他社から受け取り、自社のデータと連携することで価値創造が促進されるとの意識が浸透されていないためと考えられる。』 ■支離滅裂であり、これら主張の展開には無理があります。 『データの中立性・自由な流通・他社間でのやり取り・連携・共有』などという耳障りの良い言葉を並び立てても、所詮それらは『無断で盗用したデータ』に他ならず、それらの正当な所有者である人物（著作権者等）は確実に存在するので、省庁から強要され、「社会的・世界的なモラル破綻」の現実から、いくら目を反らしたとて、不正収集・無断学習は揺るぎのない犯罪行為であり、永遠に記録に残ります。 民間企業・大学・行政機関・省庁間での学習データの配布・やり取りなど、もって他。 永遠に削除不可能な、汚染されたデータを国内ばかりか、企業間の名のもとに国外へもバラまくな言語道断です。恥を知るべきです。 』『データは必ずしも人が扱うだけではなく、システムやソフトウェアによって自動的に生成・取得、加工・利用、移転・提供、保管されるようになってきている。』 』『組織・産業・国境・法域をまたいだデータの生成・取得・利活用等を最大限に行うためには、各国の法令や国際ルールへの対応、リスクの把握、データのアクセス・分析・制御等にかかる技術導入と活用練度の向上、関連する社内・組織内プロセスの改善、データ管理・活用を担う人材の育成・確保等、多岐かつ重層的な課題に対応しなければならぬ。』 』『データを新たな経営資源として捉えるとともに、法域や国境・産業・組織等をまたぐデータの共有・連携において、各国の法令等の遵守を前提に、情報システム単位での対応ではなく、データに焦点を当てた保護措置（データセキュリティ）等を実施した上で、データを最大限に利活用する「データガバナンス」をアジャイルに実施していくことが、経営者のトップダウンによって取り組むべき重要な経営課題になってきている。』 』『利用するAIモデルのアルゴリズムに適したデータに加工するプロンプトエンジニアリング等の、専門性の高いスキルを持つ人材の採用・育成も不可欠である。』 』『変化する国内外の法令や国際ルールの調査や、破壊的イノベーションをもたらす可能性のある最新技術に対する感度を上げるための、人材育成、専門性の高い組織の編成、外部組織や有識者の活用も重要となる。』 』『自社のノウハウに関わるデータを過度に保護することでAI化が遅れ、生産性が劣後することは経営上のリスクとなる。AI開発事業者に学習データとして自社のデータを提供する際には、提供するデータや学習成果に対する機密保持契約等を結んでおくことで、競合他社等へのデータの流出や、チューニングされたAIの転用等を防止しておくことが重要である。』 ■『データ流出・転用防止』をうたったところで、所詮そのデータの 출처は他人からのものであり、まさに「盗人猛々しい」とは、この事でしょう。 ただでさえ、他人からの無断データ剽窃に対する説明責任・賠償責任が発生しているというのに、さらに人間の手から遊離した、機械による「自動取得・生成・加工（クローラー・スクレイピング・ロタリング）」を野放しにする『経営資源として、勝手に他人のデータを奪取・占有する』、そういったモラルが破綻している人材を増やしたいという考えであるなら、我々正当な権利者は、そのような犯罪者に対し厳罰を望まなければなりません。 ■世界的に、モラル・技術の安全性・信頼性が定着すらしていない生成AIの、企業への投入は時期尚早どころか、問題山積の凍結案件であり、稚拙で未熟な技術を持ち出し『積極的な利活用』『企業価値の向上』などは、企業生命を危険に曝すも程があります。 前述の通り、現在AIを取り巻く情勢は衰亡の一途をたどっており、もはや斜陽産業と化するも時間の問題です。 仮に、ある企業が生成AIのデータによって、一見素晴らしい事業を成功に導けたとしても、それはその企業本来の実力や功績では全くなく、「他者の成果」を不正に利用（搾取）したからに他なりません。 好む好まざるにかかわらず、企業が無断生成AIを使用した事を周知されれば、『それらデータ（の作成元となった人材）へ支払われるべき労働対価を支払わなかった、恥知らずな不正企業』という評価が下されるばかりか、その企業には、事業を成功させる実力は最初から無かったのだと評価されても仕方ありません。 ■このように、本来のデータ所有者への権利侵害を無視し、企業を咬すといったデジタル庁の提言は、虚言どころか、おまごこレベルの妄言と言って過言ではありません。 最初の記述の通り、「二つの不正ロタリング行為」は、犯罪行為です。 省庁組織に属する、公人として名が挙げられている人員に対しては、早急にその行動や提言を改めて頂くよう、切に、切にお願い申し上げます。 以上。</p>	<p>本ガイドラインの作成に当たっては、有識者の方々による複数回の検討会での議論を開催しておりますが、広くご意見を求めるためのパブリックコメントへのご参加に感謝を申し上げます。 本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなっております。また、「データは必ずしも人が扱うだけではなく、システムやソフトウェアによって自動的に生成・取得、加工・利用、移転・提供、保管されるようになってきている。」との記載は、例えばIoTデータをエッジからクラウドへパッチ処理する様なケースを想定しております。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
74	<p>ネット上にあるデータは誰かのデータなので、なんでも使っていけないなどは思ったことがないけど、使っていけないとってる人がいて、なおかつ後者のような考え方でデータを取り扱うのはどうかと思う。 すべてのデータは誰かのデータである。 権利者の権利をないがしろにしているものではない。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しておりますが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
75	<p>生成AIの利活用について事業者側から要望したい。 2022年にChatGPTが登場してから、生成AIは日増しに透明性が求められるようになっていく。例えば、「学習データは権利問題をクリアしているか」「学習データにはわいせつ画像や個人情報を含まれていないか」などである。 諸外国ではこの動きは先行していて、日本もいずれ海外と同程度の厳しさを求められる時代が来ると思われる。 イギリス貴族院「著作権で保護されたコンテンツでAIを訓練する法案を却下。企業にトレーニングの透明性を義務付ける改正案を提案」 【リンクは省略しております】 アメリカ著作権局「膨大な量の著作物を商業的に利用して、既存市場でそれらと競合する表現コンテンツを生成すること、特に不正アクセスを通じてこれが行われる場合、確立されたフェアユースの境界を超える」 【リンクは省略しております】 アメリカ政府「トランプ米大統領、ディープフェイク画像削除を義務化する「Take It Down Act」に署名」 【リンクは省略しております】 生成AIは生産性を向上させる一方で、透明性を軽視した場合、炎上や信用失墜などリスクにもなり得る時代になったと言っても良い。 そこで国には以下の2つを期待したい。 ・国が近年の国際的な潮流も踏まえて、生成AIについてのメリット／デメリット両面を解説するガイドラインを作成してほしい。 ・国が権利関係をクリアしている生成AI事業者を選別し、一般企業との橋渡しをしてほしい。例えば「学習元データを開示しする生成AI事業者に対して認証マークを付与する」など。 以上。</p>	<p>下記Excel 7行に追加修正コメント（青字部分の追加）をいただいているため、ご返答は78行に記述しております。</p>

	<p>受付番号【290504181333034091】についての修正</p> <p>4. AI などの先端技術の利活用に関する行動指針について。 生成AIの利活用について事業者側から要望したい。 2022年にChatGPTが登場してから、生成AIは日増しに透明性が求められるようになっていく。例えば、「学習データにはわいせつ画像や個人情報が含まれていないか」などである。諸外国ではこの動きは先行して、日本もいずれ海外と同程度の厳しさを求められる時代が来ると思われる。</p> <p>イギリス貴族院「著作権で保護されたコンテンツでAIを訓練する法案を却下。企業にトレーニングの透明性を義務付ける改正案を提案」 【リンクは省略しております】</p> <p>アメリカ著作権局「膨大な量の著作物を商業的に利用して、既存市場でそれと競合する表現コンテンツを生成すること、特に不正アクセスを通じてこれが行われる場合、確立されたフェアユースの境界を超える」 【リンクは省略しております】</p> <p>アメリカ政府「トランプ米大統領、ディープフェイク画像削除を義務化する 「Take It Down Act」に署名」 【リンクは省略しております】</p> <p>生成AIは生産性を向上させる一方で、透明性を軽視した場合、炎上や信用失墜などリスクにもなり得る時代になったと言っても良い。 そこで国には以下の2つを期待したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が近年の国際的な潮流も踏まえ、生成AIについてのメリット／デメリット両面を解説するガイドラインを作成してほしい。 ・国が権利関係をクリアしている生成AI事業者を選別し、一般企業との橋渡しをしてほしい。例えば「学習元データを開示して生成AI事業者に対して認証マークを付与する」など。 <p>以上。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、政府における生成AIサービスの調達に関するAI事業者の選定に関しましては、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」(https://www.digital.go.jp/news/3579c42d-b11c-4756-b66e-3d3e35175623) に記載のとおりです。</p>
77	<p>デジタル政策フォーラムは、2021年9月に設立された、領域を越えたグローバルなデジタル政策の議論をリードする産学官を超えた熟議プラットフォームである（【リンクは省略しております】）。</p> <p>デジタル政策フォーラムは、データベースの利活用を実現するデータガバナンスについて下記の提言を行っているところであり、これらを踏まえ、本件「データガバナンス・ガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン案」という。）について、次のとおり意見を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言「データガバナンス戦略の推進」（2024年10月）※JDTF、DSAとの共同提言 【リンクは省略しております】 ・声明「データベース等に関する国際標準化の必要性」（2025年3月）※JDTF、DSAとの共同声明 【リンクは省略しております】 ・企業経営者向けの本ガイドライン案を策定することは、データ利活用の促進の観点から、上記提言の方向性と合致するものであると考える ・また、本ガイドライン案において、データの共有・連携・利活用を通して企業価値を高めていくためのデータガバナンスとして、4つの柱が示されていることは、企業経営者の理解を促進するための分類で整理されていると考える ・ただし、本ガイドライン案の方向性に基づき、民間において、より一層のデータの共有・連携・利活用が促進されるよう、国はユースケース作りに取り組んでいただきたい ・その他、本ガイドライン案の各ページに記載されている内容に対する意見は次の1～5のとおりである <p>1（本ガイドライン案における記載箇所・内容）</p> <p>P12 越境データの業務プロセス策定に当たっては、特に以下の状況におけるリスクへの理解を深め、データの越境移転等の現実に対応した対策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該国や地域における現在の法令や国際ルールに基づいたリスクへの対応 2 データの所在位置を踏まえたデータに付随する法益の確保 3 データの共有・連携先やサービスの行為に起因するリスクへの対応 4 業務プロセスやガバナンスの複雑さに起因するリスクへの対応 <p>（上記案に対する意見）</p> <p>リスクの洗い出しの観点など企業によるデータの利活用にあたって留意すべき点の示唆に富んでいるが、各国や各地域における法令・ルールに個別に対応することは、企業にとって相当なコストであることから、経営者がデータの利活用を決定・実行しやすいよう、国は国際標準化を図るなど、企業によるデータの利活用範囲の拡大に資する環境整備を図り、ガイドラインに反映すべきである。</p> <p>2（本ガイドライン案における記載箇所・内容）</p> <p>P14 具体的には以下の要素を考慮する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～6（略） 7 データの状態・活用の段階に応じたリスクや適用される法令制度の分析・把握 8 以上を、データのライフサイクルを通して許容可能なリスク内に確立すること <p>（上記案に対する意見）</p> <p>たとえば、営業秘密の一部のデータを他社に共有すると営業秘密の要件を満たさなくなるのか等、データを共有・利活用することによる法的な影響についての法解釈や留意点をガイドラインで示すべきである。</p> <p>3（本ガイドライン案における記載箇所・内容）</p> <p>P15 データを生成・発信した主体が偽装されていないことを担保</p> <p>データを生成する主体は、そのデータに必要な精度に合わせた時刻を付すようにしている</p> <p>（上記案に対する意見）</p> <p>日本における現行トラストサービスの理解(電子署名・eシール・タイムスタンプ・eデリリー)と利活用、日本・海外における動向などの注視が必要であり、その旨ガイドラインに記載すべきである。</p> <p>また、安心してデータの共有・連携を図ることができるよう、主体確認や時刻精度について契約的な担保だけではなく、これらに関する法的なお墨付きを与える環境や国際間の相互認証がなされる環境を整備し、ガイドラインに反映すべきである。</p> <p>4（本ガイドライン案における記載箇所・内容）</p> <p>P17 データマチュリティのレベル</p> <p>（上記案に対する意見）</p> <p>一つに統一する必要はないが、共通の尺度で企業のデータマチュリティのレベルを比較評価することができる仕組みを整備し、ガイドラインに反映することが望ましい。要求レベルは、企業規模を考慮することも考えられる。</p> <p>5 その他意見</p> <p>自社のデータ及び共有・連携されたデータを独占し、市場を支配することのないようその旨ガイドラインに記載すべきである。</p>	<p>本ガイドラインの趣旨にご賛同をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなりますが、具体的な施策は当該企業の業種や業態、戦略等によって異なるため、経営者のリーダーシップの下で策定し適宜見直しを図っていただく旨記載しております。いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
78	<p>1. 越境データの現実に対応した業務プロセス、1-3. 望ましい方向性に海外とのデータ連携や自社であっても法域外からのアクセスとあるが、これはベルヌ条約及び国際法に触れると指摘する。国際法に触れることは世界的に孤立する可能性が高く亀裂を生じる為、より法域外のデータアクセスにも慎重になるべきである。</p> <p>4. AI などの先端技術の利活用に関する行動指針について。 4-3望ましい方向性2機数なデータの保護とあるが、現状の生成AIの利用においては保護できていない。よって日本製のAIであるから、海外のAIを利用するが日本企業が運営するからといった例外はないと言える。情報漏洩が嫌な日本において情報保護は不可能に等しい。個人情報の保護を謳っているが、企業がどれだけガイドラインを守れているのかは企業努力でしかない。定期的な打抜き検査を行う制度がなければならぬと提言する。 これらが行われないのであれば、当然の如く3関連するステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）の個人情報削除も削除されているかどうか削除を要求した側には透明性が確保されているとは確信を持ってない。個人を特定できない範囲でのデータを公開、必要に応じてオプトアウトの申請を義務化し、違反があれば罰則を設けるべきである。 学習されたくない権利は一般的に認めるべきではないとの発言が国会で行われたようだが、国民は国の隷属する者ではなく法的に権利、人権を持つ権利者である。この発言は国際人権規約に反しているのではないかと指摘する。 何故AIを用いれば権利、人権を無視出来るのか理解に苦しむ。これを是非とするのであればまず政治家、専門家が率先して個人情報をAIに利用すべきではないのか。それが出来ないのであれば国民に利用させるのは権利、人権の侵害であるのではないのか。 国際法やベルヌ条約に加盟している以上、日本独自のガイドラインでは今後世界的に孤立することが予測される。現にEUでは生成AIに関する法が制定され、このままではEUとの取引に支障を来すと指摘する。よって国際の流れに沿った法を敷くべきであると提言する。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
79	<p>他者の著作物や個人情報等を許可なく学習データに利用した生成AIはそもそも人権侵害であり、ベルヌ条約違反である。</p> <p>そういった人権侵害生成AIにも年齢制限や利用規約が存在するが、それらを利用する政治家や行政が利用規約に違反している現状で機密保持契約していない企業が無断でデータを所持していた場合はどうするのが示されていない。</p> <p>また、透明性が確保されているAIシステムがどこにあるのか学習データに他者の著作物や個人情報を許可なく利用している生成AIばかりの現状で個人情報や機微な情報を何故保護できているのか？</p> <p>「検証可能性の確保(説明責任)」とあるが、説明責任を果たすシステムやユーザーはどこにいるのか。</p> <p>机上の空論ではなく明確な罰則のある規制を定めた上で行動指針を決めるべきだ</p> <p>まず、何よりも「他者の著作物や個人情報等を許可なく学習データに利用した生成AI」を罰則のある形で明確に禁止し、それらを利用する行為も罰則つきで禁止するべきである。</p>	<p>本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

80	生成AI技術はまだまだ実用において未発達な技術であり、データ漏洩、ハルシネーションなどの危険が避けられない状態です。莫大な資金をかけたビッグテックによる海外モデルですらこの致命的な欠陥を克服できておらず、だからといって国産モデルの開発や海外モデルの国内向けローカライズについて画期的な報道等聞いたことがありません。そうした実用に堪えない現状のまま、強硬に生成AIの利活用を推し進めるべきとは思えません。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
81	データを集め、AIに仕事を肩代わりさせるだけでは社会コストの削減にはなりません。むしろ仕事が増えます。なぜならAIは学習しているわけではなく既にある情報を継ぎ接ぎしているだけで正確性や創造性に欠けるからです。また、収集されるデータには著作権や肖像権など人権にも関わる情報が含まれており、透明性の確保できないAIに利用されたくありません。今現在でもAIを広告に使用する会社は敬遠されています。企業にとっても大きなリスクとなるのは間違いないです。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
82	【AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針について】 まずAIの定義について疑問がある。生成AIなのか、以前から日本でも研究されていたAIなのか。ファインチューニングという生成AI向けの用語が出ているので、それを前提に話をすると、日本は自国で生成AIを製作しておらず、海外製の学習データが不透明な物をそのまま活用するのは、自国企業のデータを海外に提供する為、緊急時の際の法の壁による対応の遅れ、提供したデータの漏洩など危険性が伴う。 活用するのであれば、権利問題などをクリアにした国産生成AIで活用すべきであり、児童ポルノや医療データ、その他無断著作物を学習データとした生成AIを利用することはあってはならない。 海外と日本では法律が違い、その問題を無視したまま企業活用している現状は、あまりにも無責任である為、リテラシーを持った人材により適切に運用されることを望む。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
83	望ましい方向とし、 AIに関わる者が、AIに正しい理解及び社会的に正しい利用ができる知識・リテラシー・倫理観を保つために、必要な教育を行うこと。 と述べられていますが、生成AIの基本的な問題点にも目を瞑り、イノベーションにばかり気を引いて推進しちゃうのがAIの正しい理解だ、社会に向けた正しさなどをどのように説けるのかと思うのですが。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。 なお、AI全般については、2023年のG7広島サミットで承認された広島AIプロセスの内容を反映したものととして、総務省・経済産業省が「AI事業者ガイドライン」(https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html) を作成しております。
84	資料12ページ「越境データの現実即した業務プロセス」内で 「当該国や地域における現在の法令や国際ルールに基づくリスクへの対応」とあるが、先日あった「AI推進法」意見陳述を見ていると、すでにEUなどの動きとは法律すらも真逆に進もうとしている我が国で、適切に問題なく扱えるとは思いません。最低限、法規制を世界基準に合わせるのが先では無いでしょうか。このままでは世界から遅れをとるばかりか、日本は海外からた良いように利用されるだけです。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
85	【パブリックコメント提出案】 デジタル庁『データガバナンス・ガイドライン（案）』に対する意見 提出者：Quollo Technologies 株式会社 持続的かつ信頼性の高いデータガバナンスを実現するためには、単なる規範の提示ではなく、実運用に耐えうる構造と仕組みが不可欠です。中でも、すべてのデータガバナンスの出発点は「信頼できるメタデータ」にあります。メタデータは、データの意味・文脈・出所・構造を記述する情報であり、データの追跡、共有、保護、説明可能性を支える基盤です。 AI時代の意思決定において、文脈を理解し、業務知識に結びつけ、正しく活用されるためには、メタデータによる意味付けと構造化が不可欠です。以下に述べる5つの視点は、国際的な相互運用性と国内の自律的な発展を両立させるための鍵となる要素であり、日本が真にデータリッチな社会を構築する上で、極めて重要な論点です。 当社は、国産データカタログソリューションを提供するスタートアップとして、日本のデータガバナンスが世界標準（特にEU）に伍していくために、次の5つの観点から提言いたします。 1. メタデータガバナンスの標準化とライフサイクル管理の義務化 現状のデータ管理では、メタデータの整備・更新が担当者ベースで属人的に行われるケースが多く、企業間での連携に支障を来しています。そこで、企業横断的なメタデータ管理の標準化と、ライフサイクルに応じた整備義務の導入を提案します。 また、現場でのデータ活用を前提とするなら、技術メタデータだけでなく、業務メタデータ（ビジネス用語、定義、分類）の整備と可視化も必要です。 2. データマチュリティとデータ責任者制度の制度化 データガバナンスはもはや“後から考えるべきこと”ではありません。現在では、業務プロセスやプロジェクトの設計段階から深く組み込まれるべき基本構造となりつつあります。 データガバナンスの実効性を担保するうえで、「データスチュワードシップ（データ管理責任の明確化）」の制度化が不可欠です。現場ごとに散在するデータの意味・品質・利用方針を明示し、継続的に管理する役割が求められます。データとそのメタデータの所在や取り扱いについて組織横断的な可視化を行いメタデータを起点としたデータ活用成熟度（データマチュリティ）の向上が、企業のDX基盤となります。欧州においても、政府・企業が自らのデータ活用能力を定量的に評価・改善する動きが進んでおり、英国政府によるデータマチュリティ評価フレームワーク（UK DMA）などが参考事例として存在しています。なお、IPA（情報処理推進機構）においても、同フレームワークを参考としつつ、日本の行政・企業に適合する独自のデータマチュリティ評価モデルの整備が進められています。 日本でも、ガイドラインにあるCDO設置の推奨に加え、メタデータを通じた現場横断のデータ可視化体制、監査プロセス、説明責任制度を一体として推進すべきです。ガバナンスとは形式ではなく「継続的な対話と調整のプロセス」であり、それを可能にするのがメタデータという共通言語です。 3. セマンティックアライメントによるデータ理解の強化とガバナンス基盤の構築 セマンティックアライメント（意味的整合性）は、ガバナンスの実効性を支える前提条件です。これは単に語彙を統一するだけでなく、データの意味・関連性・業務文脈を明確にすることで、AIや人間が一貫して理解・活用できる基盤を形成します。結果として、業務知識の構造化、データ来歴の可視化、アクセス権限管理、契約・規制遵守までがスムーズに運動します。 このような基盤が整っていれば、企業は持続的かつ説明可能なデータガバナンスを実装でき、情報セキュリティ・プライバシー保護・ステークホルダー信頼に直結する統治力を強化できます。 4. 国産エージェントAIとセマンティックガバナンスの戦略的整備 信頼できるAIシステムの実現には、ブラックボックスではなく、意味に基づいた説明可能な推論が必要です。特に、エージェントAI（agentic AI）では、知識グラフや業務ドメインに根ざした意味構造との連携が重要です。また、AI活用の信頼性を支える基盤として、データスチュワードの存在と明確なメタデータ管理責任が求められます。 私たちは、国産で透明性の高いLLM基盤の支援と、ローカルオンデバイスを活用したモデル設計とチューニングを推奨します。 信頼できるAIシステムの実現には、ブラックボックスではなく、意味に基づいた説明可能な推論が必要です。特に、エージェントAI（agentic AI）では、知識グラフや業務ドメインに根ざした意味構造との連携が重要です。私たちは、国産で透明性の高いLLM基盤の支援と、ローカルオンデバイスを活用したモデル設計とチューニングを推奨します。 これにより、メタデータの整備とAI活用が一体化され、「日本語で整備された意味情報に基づくメタデータ共有」が可能となり、セキュリティ・精度・信頼性のすべてを向上させる道が拓けます。AIで利用するデータについては、その出所、加工履歴、品質指標などのメタデータを適切に管理し、説明責任を果たせる体制を整えている 5. グローバル連携とメタデータ相互運用性：Ouranosを孤立させず、国際標準と結びつける戦略 日本独自のOuranosエコシステムは、DFFTの国内実装として意義深い一方、Gaia-Xとの連携なしに国際的な相互運用性を担保することは困難です。欧州ではすでに、製品カーボンフットプリント（CBAM）やデジタルプロダクトパスポート（DPP）などの規制に対応する形で、サプライチェーン全体のトレーサビリティが求められています。これには、意味論的に整合したメタデータ（セマンティックメタデータ）が不可欠です。 OuranosがGaia-Xと互換性のあるノードとして機能することで、日本企業もEU基準を満たしたデータ連携に参画でき、将来のデジタル貿易・製造・ESG対応において競争力を発揮できます。そのためにも、メタデータ標準・ガバナンスモデルの整合を政策レベルで推進する必要があります。 以上、メタデータを中心に据えた戦略的なデータガバナンス強化のために、我が国が国際的にも競争力のある制度と基盤を構築していくことを強く期待します。	本ガイドラインは企業の経営者を想定読者として、企業間のデータ連携を念頭に、各種のリスクを踏まえながらデータを利活用することで、企業価値を向上していくための要点をまとめたものとなります。AIに関しましては、データガバナンスの観点から企業の経営者に認識いただくべき内容を記述したものであり、AIの利活用に関わる全ての事項を対象としたものではありませんが、いただいたご意見は、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
86	Society 5.0はそもそも自動運転技術を基幹としたもので10年前に制定した古い未来の考え方です。 それは自動運転があるから無人化農業や運送インフラ、ドローン配送といった団塊ジュニア世代から搾取し続けた人口激減に対応するための技術。 また現在の生成AIと当時のAIともまったく違います。 まず10年前のSociety 5.0をやるとかやらないのかを考えてください。 そしてやるのであれば自動運転やそれから発生する無人化農業やドローン宅配の技術を完全に確立してから推進するべき事です。データの搾取をするべきではありません。	Society5.0は我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会であり、政府としても引き続きSociety5.0を目指しているところです（参考：内閣府第6期科学技術・イノベーション基本計画）。人口減少への対応は踏まえるべき大きな課題ではありますが、特定の技術群の実現のみによってSociety5.0が実現できるものではないと考えております。